

第6章 計画の推進及び進捗管理

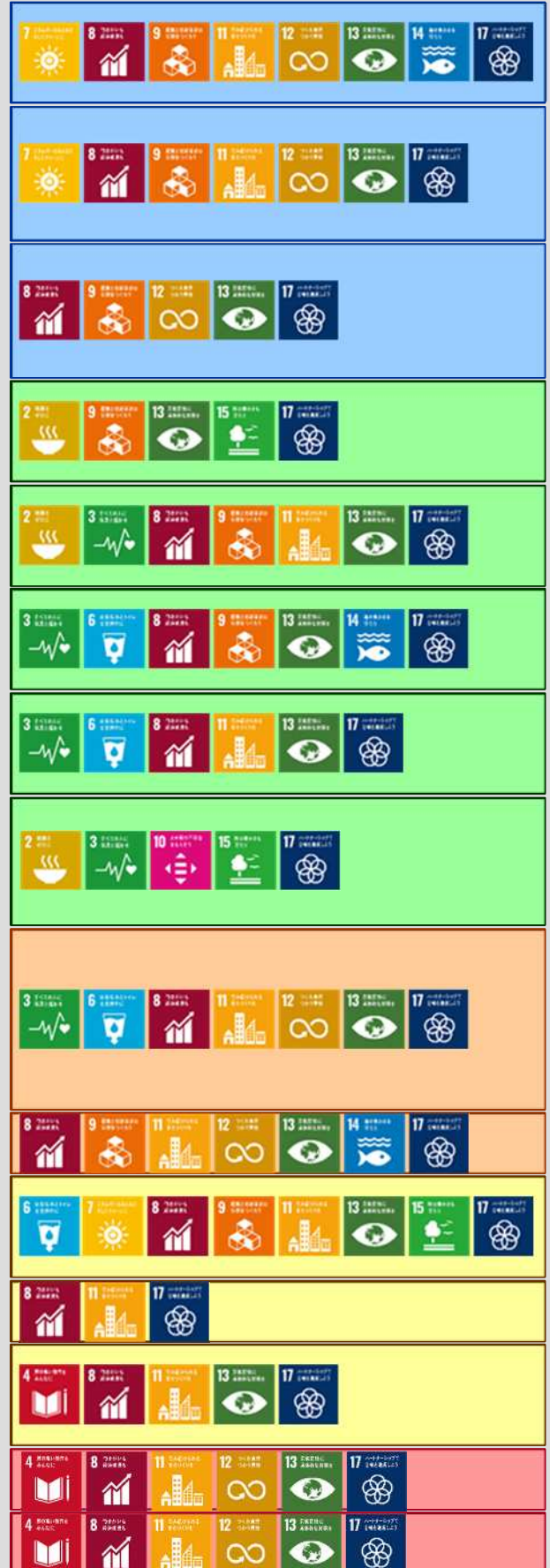
1 具体的な施策の展開



施策の展開

関連するSDGs 目標

- 1-1-1 民生部門におけるCO₂削減活動の推進
- 1-1-2 環境に配慮した事業活動の促進
- 1-2-1 再生可能エネルギーの導入拡大
- 1-2-2 環境負荷の少ない自動車利用促進
- 1-2-3 自動車利用の抑制
- 1-3-1 農産物への影響緩和対策
- 1-3-2 グリーンインフラの構築
- 1-3-3 気候変動による影響への理解
- 2-1-1 生物生息域の確保・保全
- 2-1-2 生態系の保全（外来種対策等）
- 2-2-1 農地・平地林の維持管理と活用
- 2-2-2 持続可能な農業推進
- 2-3-1 河川美化・生態系の保全
- 2-3-2 親水性の高い水辺づくり
- 2-4-1 自然とふれあう場や機会の創出
- 2-4-2 自然と共生するためのマナーの向上
- 2-5-1 動物福祉の基盤的整備
- 2-5-2 適正飼育の推進による動物の健康と安全の確保
- 3-1-1 大気汚染・悪臭防止対策の推進
- 3-1-2 生活排水処理対策・雨水利用促進
- 3-1-3 騒音対策の推進
- 3-1-4 地盤沈下防止・土壌環境の保全
- 3-2-1 3Rの取組と資源循環の促進
- 4-1-1 公園の整備と緑化の推進
- 4-1-2 コンパクトシティの実現とDX推進
- 4-2-1 歴史・文化の保全・継承
- 4-3-1 不法投棄・ポイ捨て対策の推進
- 4-3-2 まち美化活動の促進
- 5-1-1 環境教育・学習の充実と人材育成
- 5-2-1 市民・民間団体・事業者の取組促進



2 基本目標と施策

次ページ以降の施策内容については、基本施策、重点施策ごとに以下に示す流れ（現状と課題 → 目標 → 施策 → 重点施策 → 環境指標 → 環境配慮指針）に沿って内容を記載しています。

項目の概要

現状と課題

- ◆基本施策ごとに、対応する現状及び課題を記載しています。

目標

- ◆基本施策ごとに、「第3章 古河市の環境の特性と課題」や「現状」から考えられる取り組むべき目標について、記載しています。

施策

- ◆基本施策ごとに、「目標」に記載している内容から、具体的に市が取り組む施策を記載しています。

重点施策

- ◆各基本施策のうち、重点施策に設定している基本施策については、「施策」の次に重点施策の項目を設けています。
- ◆重点的に取り組む内容について記載している「取組」の項目と「施策」に示している施策のうち、重点施策に該当している施策を示す「該当施策」の項目があります。

環境指標

- ◆基本目標ごとに、「施策」の成果を確認する指標として、定量的に観測できるものを記載しています。

環境配慮指針

- ◆基本目標ごとに、日常生活（市民）や事業活動（事業者）を行う上での環境配慮の考え方や、実践できる具体的な行動を記載しています。

基本目標 1

【地球環境】身近な地域から地球にやさしいまち

2050（令和32）年のカーボンニュートラルを念頭におき、省エネ活動が充実するとともに、自然エネルギーが有効活用され、温室効果ガスの排出が少ないまちを目指します。

《基本施策1-1》地域から始める地球温暖化対策



【第2次地球温暖化対策地方公共団体実行計画《区域施策編》】

(1) 計画の背景と目的

地球温暖化問題は、既に世界的に平均気温の上昇・雪氷の融解・海面水位の上昇が観測されている他、我が国においても集中豪雨や台風等の自然災害の激甚・頻発化による被害が顕著となっており、避けることのできない喫緊の課題となっています。

そこで出された国の対策が、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指す宣言であり、これにより脱炭素社会へ向け、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素社会の実現に向けた取組・投資やイノベーション*を加速させることとなりました。そして中間目標として、2030（令和12）年度に温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、このための徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得る限りの取組を進めていく政策を掲げました。

本市においても、自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等の計画的な施策を推進していくため、地球温暖化対策地方公共団体実行計画【区域施策編】を見直し、第2次地球温暖化対策地方公共団体実行計画【区域施策編】（以下、「区域施策編」とします。）を策定しました。

(2) 計画の期間

区域施策編の計画の期間は、本計画と同じ2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とし、国の目標の改定や関連する係数の変更など、必要が認められた場合に見直しを行うこととします。

(3) 温室効果ガスの算出方法

温室効果ガスの発生状況を「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定実施マニュアル（本編）、算定手法編 Ver. 1.1 令和3年3月 環境省大臣官房 環境計画課」に示される算定手法に準拠し、温室効果ガス排出量を算定しました。

(4) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定する7種とします。

現状と課題

本市における過去10年間の温室効果ガス排出量の推移をみると、年々その排出量を増やしており、2018（平成30）年には3,054千t-CO₂となっています。

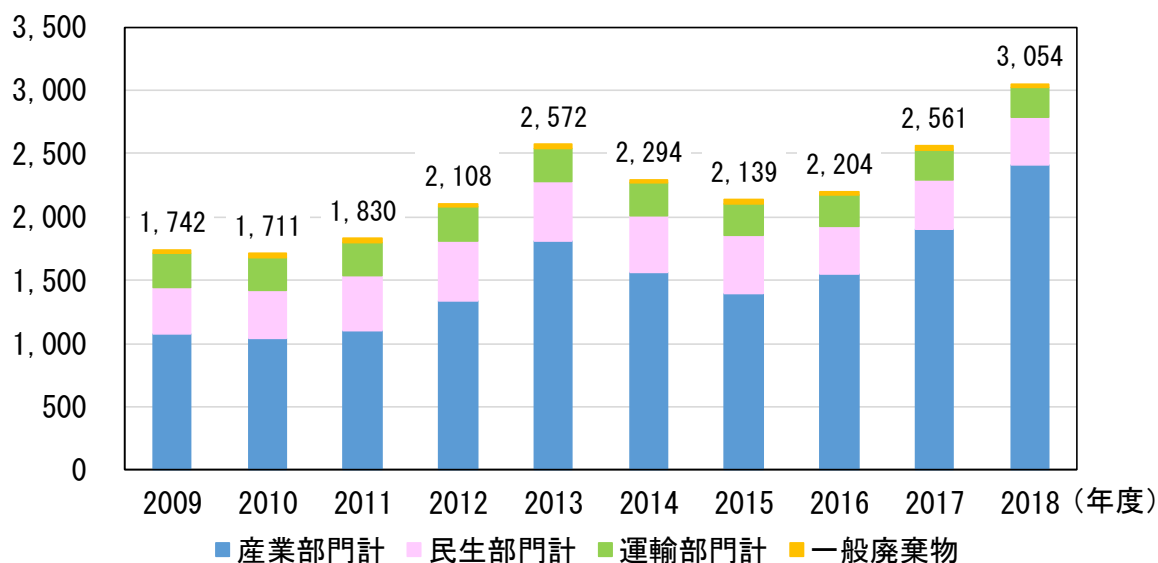
基準となる2013（平成25）年度と2018（平成30）年度を対比してみると、産業部門は33.0%増加、民生部門20.4%減少、運輸部門6.6%減少、一般廃棄物*7.1%増加、メタン25.0%減少、一酸化二窒素は増減なしとなっており、温室効果ガス全体としては、18.7%の増加となります。

古河市温室効果ガス排出量の推移

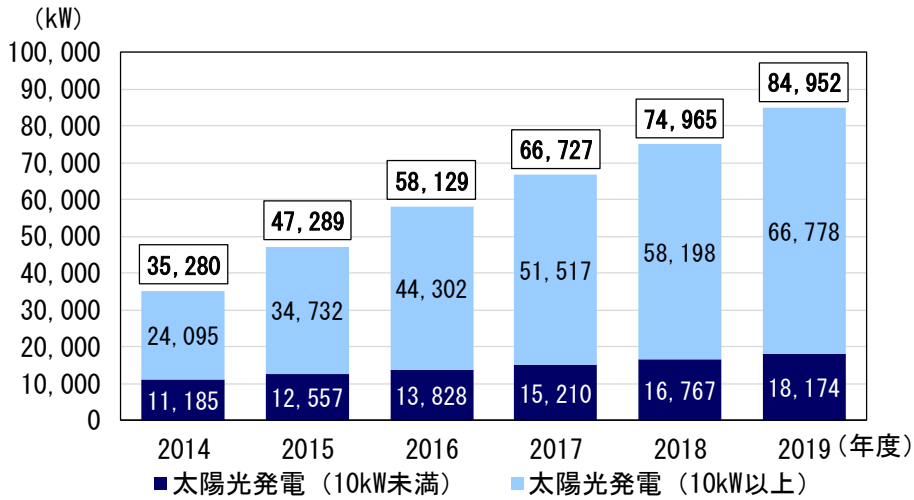
単位：（千t-CO₂）

排出部門		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	増減率
産業部門	製造業	1,059	1,016	1,077	1,307	1,788	1,534	1,368	1,528	1,884	2,384	33.3%
	建設業・鉱業	7	8	11	11	9	10	9	9	9	8	-11.1%
	農林水産業	14	13	14	14	13	15	15	15	15	15	15.4%
	産業部門計	1,080	1,037	1,102	1,332	1,810	1,559	1,392	1,552	1,908	2,407	33.0%
民生部門	家庭	172	192	208	235	234	229	219	195	215	204	-12.8%
	業務	194	186	226	247	241	225	250	183	166	174	-27.8%
	民生部門計	366	378	434	482	475	454	469	378	381	378	-20.4%
運輸部門	旅客自動車	194	194	193	194	188	179	178	178	176	173	-8.0%
	貨物自動車	62	63	61	59	60	61	60	60	60	60	0.0%
	鉄道	8	9	10	11	11	11	11	10	10	9	-18.2%
	運輸部門計	264	266	264	264	259	251	249	248	246	242	-6.6%
エネルギー起源CO ₂ 排出量		1,710	1,681	1,800	2,078	2,544	2,264	2,110	2,178	2,535	3,027	19.0%
一般廃棄物		16	16	16	16	14	16	16	15	15	15	7.1%
メタン排出量		8	8	8	8	8	8	7	6	6	6	-25.0%
一酸化二窒素排出量		8	6	6	6	6	6	6	5	5	6	0.0%
温室効果ガス排出量		1,742	1,711	1,830	2,108	2,572	2,294	2,139	2,204	2,561	3,054	18.7%

（千t-CO₂）



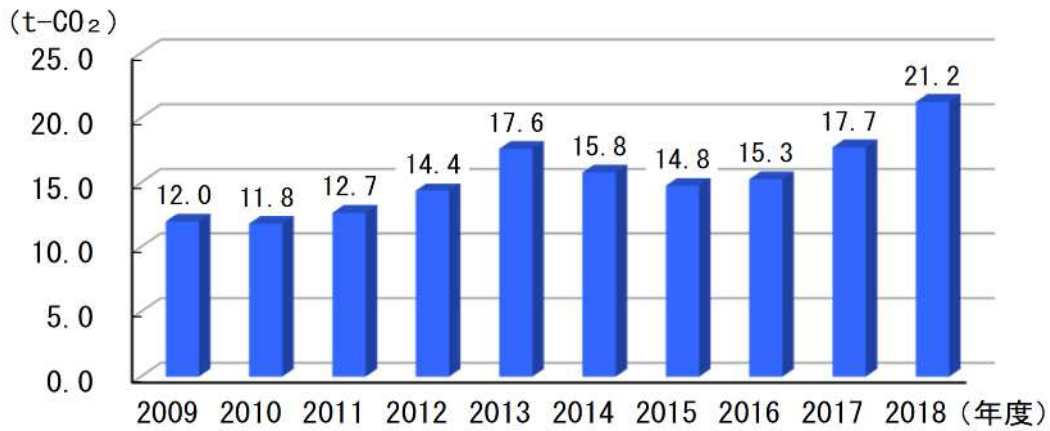
温室効果ガス削減対策の一つと考えられる再生可能エネルギーの導入容量は、順調に伸びており、2014年（平成26年）の35,280kWから2019年（令和元年）の84,952kWへと約2.4倍に増加しています。



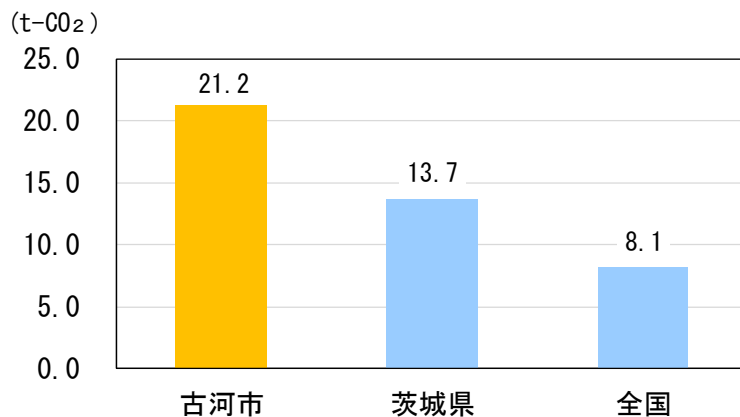
区域の再生可能エネルギーの導入容量

出典：「自治体排出量カルテ」（環境省）

本市の市民一人当たりの二酸化炭素の排出量は、総排出量の傾向と同様に年々増加しています。また、古河市の値は茨城県や全国の値を上回るものとなっています。



古河市 市民一人当たりの二酸化炭素（CO₂）排出量推移

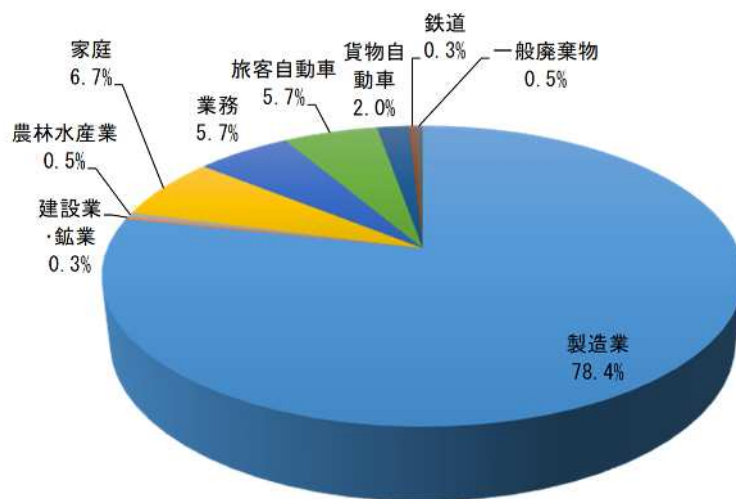


一人当たりの二酸化炭素（CO₂）排出量の比較 [2018（平成30）年度]

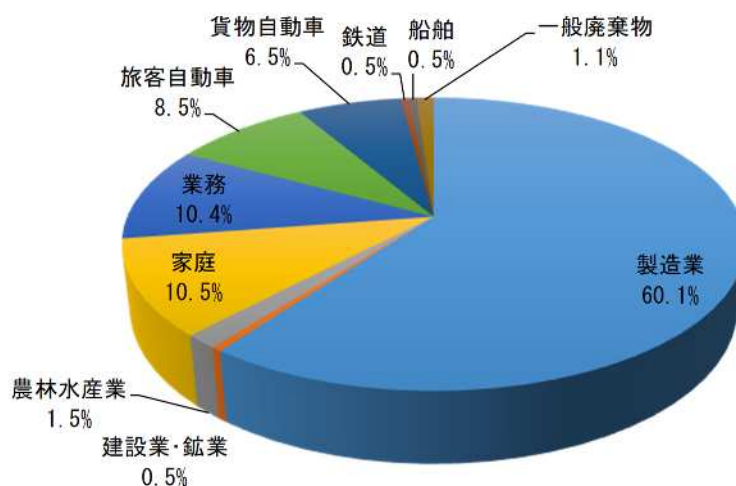
出典：環境省（古河市の排出量は「地方公共団体実行計画【区域施策編】策定実施マニュアル算定手法編 Ver. 1.1」により算出）

第6章 計画の推進及び進捗管理

業種別二酸化炭素（CO₂）排出量の傾向を本市、茨城県、全国で比較したものは以下のとおりとなっています。本市では全体の78.4%が製造業となっているのが特徴となっています。茨城県でもその傾向は見られますが、全国では製造業が42.0%と全体の半分以下となっており、業務18.2%、家庭16.3%、の順となっています。

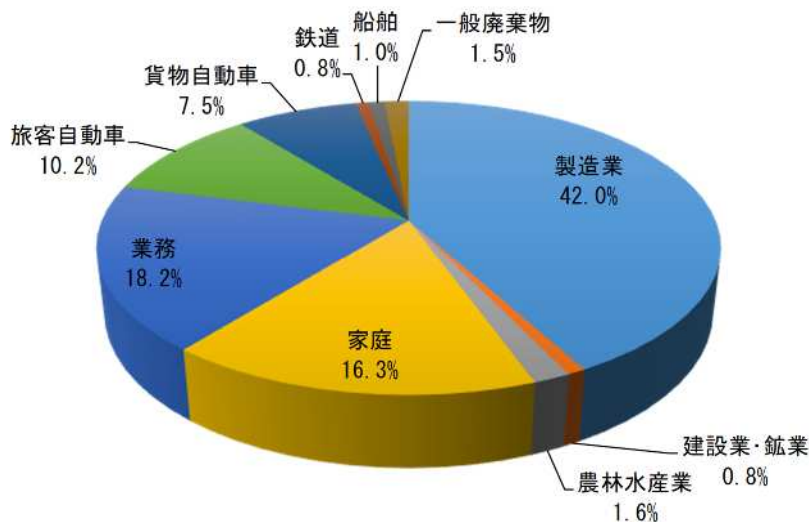


古河市業種別二酸化炭素（CO₂）排出量 [2018（平成30）年度]



茨城県業種別二酸化炭素（CO₂）排出量 [2018（平成30）年度]

出典：環境省



全国業種別二酸化炭素（CO₂）排出量 [2018（平成30）年度]

出典：環境省

目 標

◆温室効果ガス削減の推進

2050年のカーボンニュートラルに向け、更なる再生可能エネルギー・省エネルギー化設備の導入の検討、市民・事業者への意識啓発など、温室効果ガス削減のための取組を推進します。

◆再生可能エネルギー等の普及啓発

部門別二酸化炭素排出量構成比では、産業部門の割合が多いため、事業所への再生可能エネルギー・省エネルギー化設備の普及啓発を推進します。

◆地産地消の推進

輸送に伴う温室効果ガス削減のため、食品やエネルギーの地産地消*を推進します。

◆地球温暖化対策促進区域の設定検討

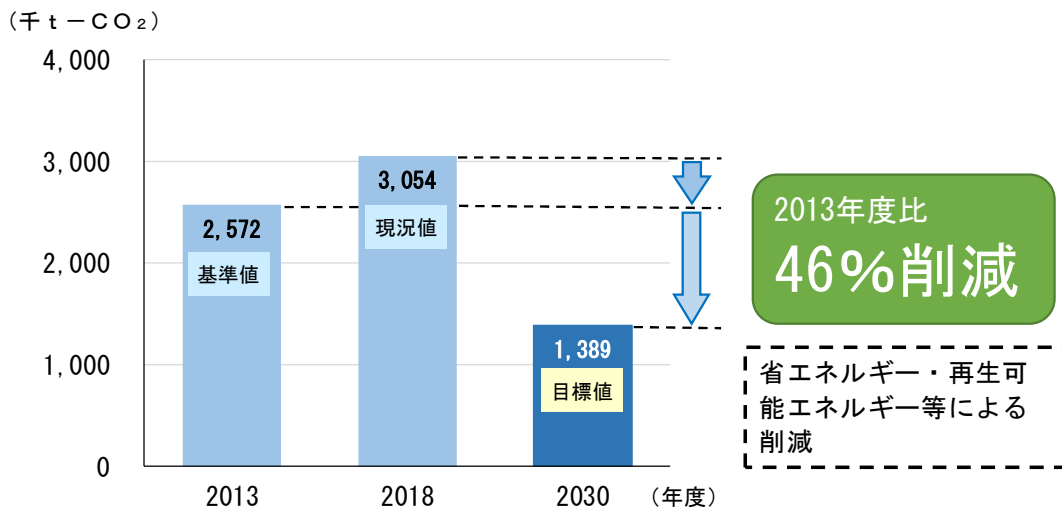
令和3年5月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、促進区域の設定を検討します。

《本計画における目標値》

指 標	基準値 〔2013(平成 25)年度〕	現況値 〔2018(平成 30)年度〕	目標値 〔2030(令和 12)年度〕
温室効果ガス 排出量の削減量	2,572 千 t-CO ₂	3,054 千 t-CO ₂ (2013 年度比 18.7%増加)	1,389 千 t-CO ₂ (2013 年度比 46%削減)

施 策

本計画の目標年度は、国の目標年度に合わせ、2030（令和 13）年度とします。目標年度までの期間においては、上記「目標」のとおり、本市の地球温暖化対策の促進に必要な制度や仕組みの整備、普及啓発による広範な意識向上、さらにあらゆる主体による取組の実施に重点を置き、具体的な対策・施策等の効果を積み上げて削減目標の達成を目指します。



2050年に向けた古河市における温室効果ガス排出量削減イメージ

◆1-1-1. 民生部門におけるCO₂削減活動の推進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①CO ₂ の見える化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢いばらきエコチャレンジ登録による環境活動の促進 	環境課	長期 (10年)
②省エネルギー活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢いばらきエコスタイル(ノーネクタイ、ノー上着の年中実施とエコ通勤スタイルなど)の普及促進 ➢エネファームの導入推進 ◎事業所等への省エネルギー診断の推進 ➢農産物の地産地消を促進 ➢未利用エネルギーの利用促進 ➢エネルギーマネジメントシステム(EnMS)*の導入 	職員課 農政課 環境課	
③住宅・建築物の省エネルギー化	<ul style="list-style-type: none"> ➢情報提供を通じた高断熱・高気密建築物の普及促進 ➢優遇制度の周知などを通じた長期優良住宅やエコハウスの普及促進、リサイクル建材の活用促進 ➢情報提供を通じた建物の省エネ措置の実施促進 ➢公共施設や各家庭、事業所等の省エネリフォーム(ZEH化、ZEB化)推進 	建築指導課 営繕住宅課 環境課	
④地球温暖化に関する情報提供・意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◎「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく促進区域設定のための地域住民との合意形成 ➢環境月間、クールアースデー*等のキャンペーンを通じた意識啓発 ◎家庭で実践できる省エネ行動や効果に関する情報の提供推進 ➢関係機関の補助支援等の情報の提供 	環境課	中期 (5年)

◆1-1-2. 環境に配慮した事業活動の促進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①民間事業者等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ◎脱炭素に向けた官民連携の取組 	環境課	長期 (10年)
②カーボンオフセットの取り組み促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢広報などを通じたカーボンオフセット*の意義やねらいの理解促進 ➢カーボン・フットプリント*に対する理解促進 ➢J-クレジット制度*等の活用促進 		
③率先した省エネルギー活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢公共施設の設備更新時に省エネルギー化の検討(LED照明等) 	財産活用課 環境課 各施設	

※◎印は重点施策です(詳細は後述「重点施策1」にて記載)

※目標期間 ➢「長期(10年)」=施策が~10年程度継続すると見込まれるもの

➢「中期(5年)」=施策が~5年程度継続すると見込まれるもの

《基本施策1-2》グリーン社会の実現（脱炭素社会実現に向けての取組）

現状と課題

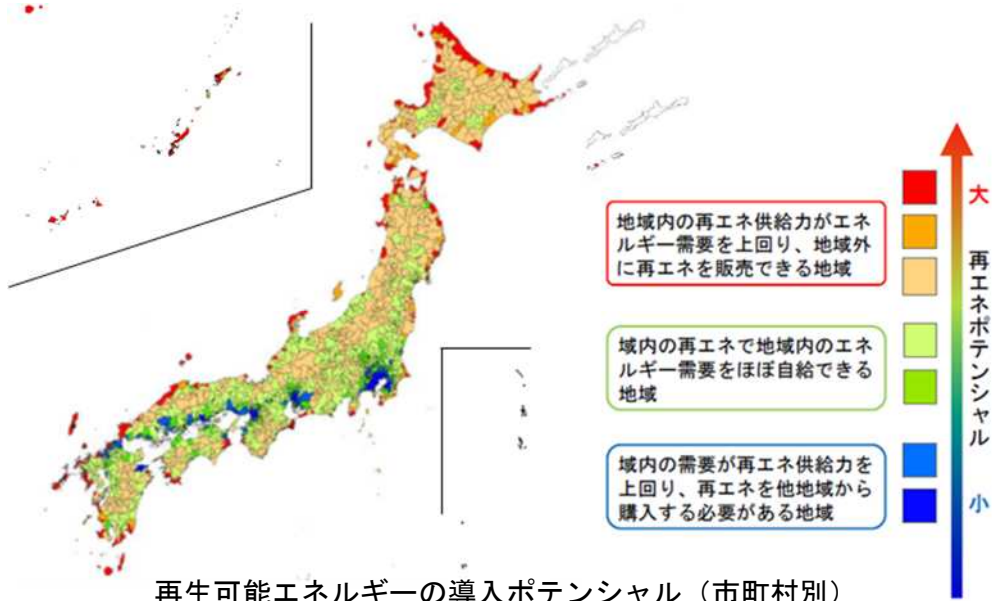


2050（令和32）年脱炭素社会の実現に向けて、関係閣僚と脱炭素の取組を進める地方公共団体の首長から構成される「国・地方脱炭素実現会議」が2020（令和2）年12月に設置されました。

この中で、地域の取組と密接に関わる分野を対象に、2050（令和32）年脱炭素社会の実現に向けたロードマップ及び実現するための施策について検討が進められ、同会議では2021（令和3）年6月9日「地域脱炭素ロードマップ」において以下のとおり決定されました。

- ① 少なくとも100か所の先行地域において、再生可能エネルギーの導入等により、2030年度までに、地域特性等に応じた先行的な取組を実行すること
- ② 各地域における創意工夫を全国に展開すること

この取組を実現していくために、そして脱炭素社会実現のために、本市においても再生可能エネルギーの導入・拡充やガソリン自動車利用制御、代替公共交通機関の充実などが必要です。



再生可能エネルギーの導入ポテンシャル（市町村別）

出典：環境省「令和元年度環境白書」を一部修正

目標

◆グリーン社会実現のための施策推進

グリーン社会の実現には、太陽光やバイオマス*等の地域資源の把握や事業の適地選定、地域課題の解決につながる事業計画の立案が必要になります。事業化するにあたり合意形成、進捗確認等のプロセスを、連携し、参画して進めていきます。また、国や県の補助金等を活用し、グリーン社会の実現を図ります。

施策

◆1-2-1. 再生可能エネルギーの導入拡大

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①再生可能エネルギーの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 広報や環境学習、イベントなどを通じた新エネルギーに対する理解促進 ➢ 農業系廃棄物や平地林管理の際の間伐材、畜産ふん尿、生ごみ等を活用したバイオマス資源の利用促進 ➢ さしまクリーンセンターにおけるサーマルリサイクル*の取組を継続 ➢ ソーラーシェアリングなど、市内の農地や空地、調整池などを活用した太陽光発電システム導入の検討 ➢ 再エネ熱の利用（太陽熱や地中熱やバイオマス、下水熱等）を検討、エネルギーの地産地消推進 ➢ 水素エネルギー等次世代型再生可能エネルギー導入の研究 ◎各家庭での太陽光発電システムの導入を促進	環境課 農政課 下水道課	長期 (10年)

◆1-2-2. 環境負荷の少ない自動車利用促進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①エコドライブ*の普及推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ エコドライブ講習会やエコドライブ宣言等を通じた環境負荷の少ない運転技術の普及促進 ➢ エコドライブモニターを活用した燃費状況の把握によるエコドライブの普及促進 	環境課	長期 (10年)
②環境負荷の少ない自動車の普及拡大	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 電気自動車等のクリーンエネルギー自動車の公用車への率先導入 ➢ クリーンエネルギー自動車購入支援の施策、優遇措置の周知 ➢ ゼロカーボン・ドライブの普及促進 	財産活用課 環境課	

◆1-2-3. 自動車利用の抑制

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①自転車利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自転車道や街灯の充実など、自転車走行空間の整備推進 ➢ 公共交通機関との乗り継ぎ利便性向上に向けた交通結節点における駐輪場の整備促進 ➢ 自転車利用の普及拡大 	都市計画課 道路整備課 交通防犯課 商工観光課 環境課	長期 (10年)
②フロン回収・適正処理に関する情報の収集、提供	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法に基づくフロンの適正な回収・処理の促進 	環境課	

※◎印は重点施策です（詳細は後述「重点施策1」にて記載）

※目標期間 > 「長期(10年)」=施策が~10年程度継続すると見込まれるもの

《基本施策1-3》気候変動への適応策

現状と課題



茨城県では、近年、農産物などの高温による生育障害や品質低下、観測記録を塗り替える高温、豪雨、大雪による大きな災害が、県内の農業生産や生活の基盤を揺るがしかねない状況となっています。

農業が営まれる場において、気候変動の負の影響を軽減・防止する取組が適切に実施されない場合は、食料の安定供給の確保、国土の保全等の多面的機能の発揮、農業の発展及び農山村の振興が脅かされることから、農業分野での気候変動への適応の取組は極めて重要であり、農業生産全般において、高温等の影響を回避・軽減する適応技術や高温耐性品種等の導入など適応策の生産現場への普及指導や新たな適応技術の導入実証等の取組が課題となります。また、気候変動への適応策として、公園、樹林地、農地など自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方であるグリーンインフラの活用も重要となります。

目標

◆高温耐性種などの導入検討

気候変動影響評価報告書において、重大性が特に大きく、緊急性及び確信度が高いとされた水稻、果樹及び病害虫・雑草については、適格性・確実性をもって対策に取り組みます。その他の品目については、これまで取り組んできた対策（野菜等、適正な品種の組み合わせ・栽培時期の変更等）を引き続き推進します。

◆農地などのグリーンインフラとしての活用

公園、樹林地、農地などをグリーンインフラとして活用することを検討します。

農業への影響(例)	適応策(例)
<p>水稻</p> <ul style="list-style-type: none"> 登熟期(出穂・開花から収穫までの間)の高温等による白未熟粒(デンプンが十分に詰まらず白く濁ること)の発生 <p>白未熟粒(左)と正常粒(右)の断面</p>	<p>水稻</p> <ul style="list-style-type: none"> 高温でも白未熟粒が少ない高温耐性品種の導入(例:きぬむすめ、つや姫、にこまる) <p>【高温耐性品種の作付面積】 H22: 3.8万ha→R2: 15.3万ha</p> <p>にこまる(左)と在来品種(右)</p>
<p>果樹</p> <ul style="list-style-type: none"> 高温・多雨により、うんしゅうみかんの果皮と果実が分離する「浮皮」の発生 高温により、りんごやぶどうの「着色不良」の発生 <p>浮皮果 正常果</p> <p>着色不良果 正常果</p>	<p>果樹</p> <ul style="list-style-type: none"> みかんの浮皮軽減のため植物成長調整剤の散布 みかんの着色促進のため反射シートの導入 中晩柑への転換 りんごの優良着色系品種の導入 ぶどうの黄緑系品種の導入 ぶどうの着色を促進する環状剥皮技術の導入 <p>優良着色系品種の導入 黄緑系品種の導入</p> <p>ぶどうの環状剥皮 収穫した果実(左)と剥皮後の果実(右)</p>
<p>野菜</p> <ul style="list-style-type: none"> 高温により、トマトの赤色素の生成が抑制される「着色不良」の発生 <p>着色不良果 正常果</p>	<p>野菜</p> <ul style="list-style-type: none"> 遮光資材の導入 高温耐性品種の導入 <p>遮光資材なし 遮光資材あり</p>

資料:農林水産省「地球温暖化影響調査レポート」,「地球温暖化と農林水産業」ホームページ

出典:農業分野における地球温暖化対策について(令和3年12月作成版)(農林水産省)

施策

◆1-3-1. 農産物への影響緩和対策

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①酸性雨による被害情報の収集・発生状況の監視	➢国、県等による酸性雨被害の情報の収集・整理、酸性雨測定結果の把握	環境課	長期 (10年)
②農産物の地産地消	➢農業の発展・振興と、地産地消の推進	農政課	

◆1-3-2. グリーンインフラの構築

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①緑化の推進	◎グリーンインフラを活用した環境整備 ➢都市公園の整備、屋上緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善 ➢みどりのカーテン*の推進	環境課 各施設管理者	長期 (10年)
②温室効果ガス吸収源の確保	➢温室効果ガスの吸収源として期待される樹林や農地の保全と適切な維持管理	農政課	

◆1-3-3. 気候変動による影響への理解

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①気候変動への適応策の啓発	➢パンフレット・普及啓発ツールを使用した啓発活動	環境課	長期 (10年)

※◎印は重点施策です（詳細は後述「重点施策1」にて記載）

※目標期間 ➢「長期(10年)」＝施策が～10年程度継続すると見込まれるもの

重点施策1 ゼロカーボンシティ宣言に基づく地域循環共生圏の構築

【取組】

◆再生可能エネルギーの導入拡大

太陽光発電設備や蓄電設備等の導入を積極的に進めるとともに、再生可能エネルギーを含む低炭素な電力の調達などを通じて、再生可能エネルギーの普及拡大を図ります。

◆地球温暖化対策促進区域の設定

地球温暖化対策促進区域の設定に当たっては、温室効果ガス削減目標達成のため、地域の様々な再エネポテンシャルを把握して、土地利用、インフラの在り方も含め、長期的に望ましい姿を考えることが必要となります。また、円滑な地域の合意形成を図ることが重要であり、地域の環境の保全のための取組や地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を含め、総合的に検討することが必要となります。

◆グリーンインフラの構築

持続可能な社会形成の観点から、自然環境保全の点だけでなく、社会資本整備や土地利用等に際して自然環境の持つ多様な機能を利用するグリーンインフラの取組を進めることが重要です。

◆省エネルギー

エネルギーを節約、軽減していく省エネルギーは、エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止の両面の意義をもっています。地球温暖化防止については、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出削減へ向けて、省エネルギーを推進します。

【施策】

施策名	施策の内容	施策NO.
ゼロカーボンシティ宣言に基づく地域循環共生圏の構築	▶事業所等への省エネルギー診断の推進	1-1-1②
	▶「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく促進区域設定のための地域住民との合意形成	1-1-1④
	▶家庭で実践できる省エネ行動や効果に関する情報の提供推進	1-1-1④
	▶脱炭素に向けた官民連携の取組	1-1-2①
	▶各家庭での太陽光発電システムの導入を促進	1-2-1①
	▶グリーンインフラを活用した環境整備	1-3-2①

【環境指標】

No.	環境指標	単位	R2実績値	最終目標値 (R13)	担当課
1	温室効果ガス削減量(2013(平成25)年度比)	%	-	46	環境課
2	公用車への次世代自動車普及台数	台	17	34	
3	全部門において推進する省エネ総削減率(2019(令和元)年度比)	%	-	17	
4	対消費電力再生可能エネルギー導入比	%	5.3	36	
5	再生可能エネルギーによる発電電力量	MWh	110,142	748,138	
6	自立・分散型エネルギー設備導入補助件数	件	24	30	
7	いばらきエコスタイル啓発活動	回/年	0	4	

※環境指標 No. 1 の目標値は 2030 (令和 12) 年度

※環境指標 No. 3・No. 4・No. 5 の実績値は、2019 (令和元) 年度

【環境配慮指針】

市民の取組

- ◇ 家庭における省エネルギーシステムの導入を検討しましょう。
- ◇ 家庭における再生可能エネルギー導入を検討しましょう。
- ◇ 出かける際は、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の利用を検討しましょう。
- ◇ ゼロカーボンアクション 30* (環境省) に基づき、できることから始めましょう。
- ◇ いばらきエコスタイルに基づき、できることから始めましょう。
- ◇ 市内の直売所やスーパーの地場産コーナーを利用し、食品の地産地消を図りましょう。
- ◇ 節電や節水に努めましょう。
- ◇ 環境に配慮した商品を購入しましょう。
- ◇ みどりのカーテンなど家庭の緑化を図りましょう。
- ◇ 暑さ対策として打ち水などを行いましょう。

事業者の取組

- ◆ 事業所における省エネルギーシステムの導入を検討しましょう。
- ◆ 事業所における再生可能エネルギーの導入を検討しましょう。
- ◆ 事業所においてエネルギーマネジメントシステムなどを導入し、エネルギーの見える化を検討しましょう。
- ◆ EV、FCV*等の導入を検討しましょう。
- ◆ エコアクション 21*などの環境経営に取り組みましょう。
- ◆ みどりのカーテンや屋上緑化など事業所の緑化を図りましょう。
- ◆ 節電や節水に努めましょう。
- ◆ 地元生産品を利用し製品づくりに取り組み、地産地消を促進しましょう。

基本目標 2

【自然環境】水やみどりと共生した自然豊かなまち

渡良瀬遊水地をはじめとした河川等の水辺環境、周囲に広がる農耕地や市内の公園等みどりの整備が進み、それらを拠点としたみどりのネットワークが形成されることで、多様な生きものが生息・生育するまちを目指します。

《基本施策 2-1》生物多様性の保全

現状と課題



本市には、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県の4県の県境にまたがる日本最大級の遊水地である渡良瀬遊水地があります。総面積3,300ヘクタールのうち、100ヘクタールを本市が占めています。

遊水地で確認されている動植物の種類数は群を抜いており、これまでに約1,700種の昆虫、約1,000種の植物、264種の野鳥（日本で見られる野鳥の約半分）が確認されており、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地であることから、2012（平成24）年にラムサール条約湿地*に登録されました。今後の課題は、このようにすぐれた自然環境をいかに残し、次世代に引き継ぐかです。

陸域では、既存の丘里工業団地、北利根工業団地などは空きがない状態である一方、古河名崎工業団地での自動車製造業の本格稼働に伴い、新たな産業活動が活発になっています。また、近年の再生エネルギー活用の流れの中で、太陽光発電施設などが建設されつつあります。既に開発された工業地帯や都市あるいは耕作地については、できるだけ動植物の生息が可能な環境を作り出すことが課題となります。

目 標

◆外来生物対策

外来生物対策では、発生した被害の拡大を防ぐ「防除」だけでなく、被害を発生させないための「予防」も重要となります。

関係団体ヒアリングを実施した内容を参考に、関係機関や関係する自治体と連携し、今後の対策を検討していきます。

特定外来生物*の【現況取組と今後の対策】

特定外来生物	現況の取組	今後の対策
①クビアカツヤカミキリ	<ul style="list-style-type: none"> 花桃、桜(ソメイヨシノ)を中心に、職員がほぼ毎日巡回し、フラス(痕跡)を発見次第、幼虫を薬剤注入し捕殺順次、成虫の拡散防止のため防護ネット掛けを行っている クビアカツヤカミキリの発生件数は、2020(令和2)年度41本に対し2021(令和3)年度8月現在、約半年で68本となっている 公方公園のみ発見されている 	<ul style="list-style-type: none"> 桃林桜の維持管理については、関係者を含めた意見交換と相互理解を深めながら協力体制を取れる仕組みづくりを構築する 対象木については、防除ネットを巻き付け被害拡大防止に努める  <p>写真出典： 茨城県生物多様性センター</p>
②ウシガエル	<ul style="list-style-type: none"> 生息を確認したが、捕殺が困難なため、現在駆除方法を検討中  <p>写真出典：環境省</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鳴き声はするが、姿が見えないので駆除が困難 農などによる駆除や、オタマジャクシの段階での駆除も対策を行う 「特定外来生物」について、市民へ継続的な広報活動を続けていく
③アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> 年間多数の頭数が捕獲されているが、捕獲数の減少には至っていない  <p> > 特定外来生物に指定され、現在箱罠を使用 写真出典：環境省 </p>	<ul style="list-style-type: none"> 生息域が市内全体となっており、どのように捕獲して行くかが課題 今後も引き続き各種方法による対策を行う <ul style="list-style-type: none"> 例) > 餌付けをしない > 感染症を防ぐ > 捕獲器による捕獲 > 匂いによる忌避剤で追い払う > 電気柵による防御等
④アレチウリ	<ul style="list-style-type: none"> 公園内に限らず、市内全域の生息状況を把握する 公方公園敷地外で生息し、公園内に侵入しているものを、ボランティア団体と協力しながら、小さい芽のうちに摘んで駆除する方法をとっている 	<ul style="list-style-type: none"> 「特定外来生物」について、市民へ継続的な広報活動を続けていく 発見したら駆除を行う  <p>写真出典：国立環境研究所</p>
⑤オオキンケイギク	<ul style="list-style-type: none"> 公園内に限らず、市内全域の生息状況を把握する 公方公園付近でオオキンケイギクが生息し公園内に侵入している 	<ul style="list-style-type: none"> 「特定外来生物」について、市民へ継続的な広報活動を続けていく 発見したら駆除を行う  <p>写真出典： 茨城県生物多様性センター</p>

外来生物の【現況取組と今後の対策】

外来生物	現況の取組	今後の対策
① オオブタクサ	<ul style="list-style-type: none"> 一年草なので、結実前に刈り倒す方針 花粉がアレルギーを引き起こし、丈の高さもあり景観を乱すので、できれば背が低いうちに処理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 成長のスピードが速いため、小さいうちに抜き取ること（除草作業の実施） 「外来生物」について、市民への継続的な広報活動を続けていく
② セイタカアワダチソウ	<ul style="list-style-type: none"> 多年草なので、根絶は困難 ボランティアと協力して一部区画で夏刈りを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 花が咲いても種になる前に刈り取れば、種子飛散による他の場所への拡大を防げる（除草作業の実施） 「外来生物」について、市民への継続的な広報活動を続けていく
③ ワルナスビ	<ul style="list-style-type: none"> 多年草なので根絶が困難 トゲがあり駆除が困難 7～8月の開花前に刈る方針で処理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 光を好む植物で、草刈りによって遮るものがなくなると、急激に数を増やすため、草刈りは避け、ワルナスビだけを刈り取るか、抜き取ることが推奨される 「外来生物」について、市民への継続的な広報活動を続けていく
④ ミシシッピアカミミガメ	<ul style="list-style-type: none"> 2020（令和2）年8月から駆除を開始し、現在、公方公園内の御所沼を中心に、罾及び釣り駆除を行っており、2021（令和3）年9月現在で365匹捕獲した 生息域が国内全体となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 防除対策の検討 「外来生物」について、市民への継続的な広報活動を続けていく
⑤ アメリカザリガニ	<ul style="list-style-type: none"> 生息を確認したが、現在、特に捕獲はしていない 	<ul style="list-style-type: none"> 防除対策の検討 「外来生物」について、市民への継続的な広報活動を続けていく 2023（令和5）年に特定外来種指定予定



絵「在来種の危機」 出典：環境省

施策

◆2-1-1. 生物生息域の確保・保全

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①開発における生態系への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 市街地に隣接した緑地の計画的な保全の推進 	都市計画課 農政課	長期 (10年)
②適切な地域指定の推進	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区、自然環境保全地域等の適切な地域指定の推進 渡良瀬遊水地保全・利活用協議会、渡良瀬遊水地エリアエコロジカルネットワーク*推進協議会等への参加を通じた豊かな自然の保全と創造 	企画課 環境課	

◆2-1-2. 生態系の保全（外来種対策等）

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①外来種の移入及び拡大の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◎外来種の移入や拡大防止に向けた適正な情報や持ち込み禁止措置等の周知・啓発 ➢外来種のペット等の適正飼育の指導・啓発 ➢広報紙やSNS*の活用による外来生物の理解促進 ➢アライグマやアレチウリ、ウシガエルなどの特定外来生物やアメリカザリガニなどの外来生物の防除策を推進 	環境課 関係各課	中期 (5年)
②野生生物の保護及び保全	<ul style="list-style-type: none"> ◎関係機関と連携した生息・生育状況等に関する野生生物の実態把握 ➢けがや病気の野生生物の保護 		
③天然記念物の保全	<ul style="list-style-type: none"> ➢巨樹巨木などの天然記念物に関する情報収集・開示 	生涯学習課	長期 (10年)
④有害鳥獣による作物等の被害防止	<ul style="list-style-type: none"> ➢生活環境上の支障及び作物の被害防止のための有害鳥獣駆除の推進 	農政課 環境課	

※◎印は重点施策です（詳細は後述「重点施策2」にて記載）

※目標期間 ➢「長期(10年)」＝施策が～10年程度継続すると見込まれるもの

➢「中期(5年)」＝施策が～5年程度継続すると見込まれるもの

《基本施策2-2》みどりの維持・保全

現状と課題



本市は平坦で肥沃な農地を有し、露地や施設での野菜づくりを中心に稲作を含めた都市近郊型農業が発展してきました。また、市内には多くの平地林が点在しています。

平地林は、人の手が加えられずに放置された場合、原始的な林に戻ってしまう恐れがあるため、里地里山の保全に対する市民の関心を高めるとともに、関係団体と連携し、平地林の維持管理を図ります。

さらに、農地面積は年々減少しており、それに伴うように耕作放棄地面積が増加しています。このような状況の解決のため、農地の利用状況調査の継続的な実施と遊休農地*所有者等への啓蒙が課題となります。

古河市農地概要 引用作成：市庁内資料（令和3年）

単位：ha

項目	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,390	2,460	2,460			4,850
経営耕地面積	1,458	1,864	1,820	41	3	3,322
遊休農地面積	120	122	122			242
農地台帳面積	1,584	3,673	3,673			5,257

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

目標

◆遊休農地所有者等への啓蒙

農地の利用状況調査の実施と遊休農地所有者等への啓蒙が必要です。

◆環境保全ブランドの登録

減農薬・減化学肥料栽培など環境保全型農業に取り組み、生産した農作物を「いばらきエコ農産物」など環境保全ブランドとして登録していく施策を継続していくことが必要となります。

◆環境保全型農業の推進

本市では、地球温暖化防止及び生物多様性保全に資する環境保全型農業の推進を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の規定に基づき、今後も持続可能な農業を構築していくことが必要となってきます。

◆産地づくり

生産の基盤となる、ほ場整備や農道整備を促進し、地域農業の担い手となる認定農業者の育成や新規就農希望者の支援などを進めるとともに、他産地に負けない高品質で強い「産地づくり」が重要です。

施策

◆2-2-1. 農地・平地林の維持管理と活用

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①平地林や屋敷林*の健全な維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> ➢平地林の所有者に対する意識啓発と管理指導、管理に対する支援 ➢市民参加による平地林管理に向けた仕組みづくり ◎小中学生や緑の少年団による実地体験など、環境教育の場としての活用 ➢担い手の育成システムの構築 ➢平地林周囲での外来植物の防除及びパトロール 	農政課	長期 (10年)
②耕作放棄地の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ◎農地パトロールの実施などによる耕作放棄地の実態把握 ➢耕作放棄地の再生及び担い手への利用集積 	農業委員会 農政課	中期 (5年)

◆2-2-2. 持続可能な農業推進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①環境保全型農業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢健全な土壌保全を目的とした有機栽培・減農薬栽培の取り組み促進 ➢農業の有する、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等多面的機能の発揮の促進 	農政課 土地改良課 環境課	長期 (10年)
②地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢学校給食や家庭における食育の実施と地場産農作物の利用推進 	農政課 学校給食課	

※◎印は重点施策です（詳細は後述「重点施策2」にて記載）

※目標期間 ➢「長期(10年)」＝施策が～10年程度継続すると見込まれるもの

➢「中期(5年)」＝施策が～5年程度継続すると見込まれるもの

《基本施策2-3》河川環境の維持・保全

現状と課題



市民アンケート結果における「川や池沼等のきれいさ」の大きい満足、一応満足の回答合計は約38%と低く、その理由は、河川や池の周辺がごみなどで汚れている、水に親しむ環境が整備されていない、家庭からの排水などとなっており、水質改善が望まれています。

このような状況のもと、今後も、市民の関心の向上に努めながら、環境保全に向けた啓発活動や環境保全学習などを推進し、自然環境に対する認識を深めていくことが課題となります。

目標

◆古河市らしいまちづくりの推進

市民や市民団体、NPO、事業者、行政などの連携のもと、渡良瀬遊水地、利根川・渡良瀬川などの水辺、農地、平地林などの保全と維持管理などを通じ、人と自然が共生する古河市らしいまちづくりを積極的に進めていくことが必要となります。

施策

◆2-3-1. 河川美化・生態系の保全

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①河川の美化活動	<ul style="list-style-type: none"> 市内の河川におけるクリーン作戦の実施 河川・水路などのパトロールの実施 市民及び関係者と連携した河川美化の仕組みづくり 	道路整備課 環境課	長期 (10年)
②水とみどりのネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 河川、ため池等の水質保全 渡良瀬運動公園（河岸緑地）及び各公園施設のみどりの保全 渡良瀬遊水地の保全 	スポーツ振興課 環境課	

◆2-3-2. 親水性の高い水辺づくり

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①川辺で遊べる環境づくり	◎わたらせ水辺の楽校をはじめとする環境教育の向上・推進	生涯学習課 環境課	中期 (5年)

※◎印は重点施策です（詳細は後述「重点施策2」にて記載）
 ※目標期間 > 「長期(10年)」＝施策が～10年程度継続すると見込まれるもの
 > 「中期(5年)」＝施策が～5年程度継続すると見込まれるもの

《基本施策2-4》自然の恵みにふれあう場・機会提供

現状と課題



平地林や川など、本来からそこにある自然や、田畑や農村、都市公園のように人間が作りだした自然にふれあい、生き物の生活を実際に見聞きし感じることで、自然環境への興味・関心を高めることは、保全意識の向上へとつながります。

本市には、古河総合公園をはじめ、古河市ネーブルパークや古河市三和ふるさとの森、清水丘親水公園などの公園施設が整備されており、イベント等を通して自然とふれあうことができる機会を提供しています。

市民アンケート結果における「身近な自然や生きものとのふれあいやすさ」は、約61%の人が、大いに満足、一応満足と回答しており、半数以上の市民が満足感を得られているものと判断されます。今後はさらなる公園・緑地の利用を高めるための企画と提案が課題となります。

目標

◆体験プログラム通じた環境保全意識の向上

環境保全意識の向上のため、体験プログラム（農業体験、自然体験など）の仕組みづくりや自然観察イベントなど、身近な自然とのふれあう場や機会の創出が必要となります。

施策

◆2-4-1. 自然とふれあう場や機会の創出

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①自然観察施設の利用促進	▶古河総合公園(古河公方公園)や古河市ネーブルパーク等の自然観察施設の利用促進	都市計画課	中期 (5年)
②交流によるふれあいの機会づくり	▶グリーンツーリズム*やエコツーリズム*の推進等を通じた農地の観光農園等による利活用促進 ▶生産者と消費者・都市住民が交流できる体験プログラム(農業体験、自然体験等)の仕組みづくり	農政課	長期 (10年)
③自然保護意識の高揚	▶ビオトープ*(学校・公園)整備等を通じた子どもたちへの身近な自然とのふれあいの場の提供 ▶自然観察イベント等を通じた環境保全意識の高揚	学校教育施設課 環境課 都市計画課	

◆2-4-2. 自然と共生するためのマナーの向上

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①自然環境に配慮した行動の啓発	▶植物の採取禁止やごみの持ち帰りなどの周知・啓発	環境課	長期 (10年)

※◎印は重点施策です(詳細は後述「重点施策2」にて記載)

※目標期間 ▶「長期(10年)」=施策が~10年程度継続すると見込まれるもの

▶「中期(5年)」=施策が~5年程度継続すると見込まれるもの

《基本施策2-5》動物福祉と環境

現状と課題



「動物の愛護及び管理に関する法律」には、事業者に対する規制についてあいまいな表現しかなく、悪質なケースが発覚しても自治体は十分な監督や指導が行えませんでした。このため、2020（令和2）年6月に改正された同法律において環境省は、違反を繰り返した悪質な事業者については飼育業登録を取り消し排除する明確な基準と、自治体がチェックしやすい統一的な考えを取り入れ、動物の健康と安全を確保する動物愛護方針を打ち出しました。

また、動物の飼い主の責任には、愛情を持って適正飼育し、最後まで面倒を見ることも含まれ、飼えないからと動物を捨てることは、動物を危険にさらし、飢えや乾きなどの苦痛を与えるばかりでなく、農業被害や生態系破壊へと繋がるうえ、近隣住民にも多大な迷惑になります。こうした行為を防止するため、適正飼育の啓発活動が重要となります。

目 標

◆動物福祉の基本を遵守

動物福祉の基本「5つの自由」を遵守することが必要となります。

◆適正飼育

適正飼育を推進します。

動物福祉の基本「5つの自由」

1. 飢えと渇きからの自由

- その動物にとって適切かつ栄養的に十分な食物が与えられていますか？
- いつでもきれいな水が飲めるようになっていますか？

2. 不快からの自由

- その動物にとって適切な環境下で飼育されていますか？
- その環境は清潔に維持されていますか？

3. 痛み・傷害・病気からの自由

- 病気にならないように普段から健康管理・予防はしていますか？

4. 恐怖や抑圧からの自由

- 動物は恐怖や精神的苦痛（不安）や多大なストレスがかかっていませんか？

5. 正常な行動を表現する自由

- 動物が正常な行動を表現するための十分な空間・適切な環境はありますか？

引用作成：公益社団法人日本動物福祉協会

施策

◆2-5-1. 動物福祉の基盤的整備

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①人と動物の共生する社会の実現の促進	◎関係団体等と連携し動物愛護関連のイベントや講習会の実施 ➢各種普及啓発資料の作成、配布等による、広報活動等の実施	環境課	中期 (5年)
②動物の愛護及び管理についての知見拡充の推進	➢地域の実情を踏まえた、動物愛護団体への補助支援等 ➢国・県等の補助、支援等の情報提供		

◆2-5-2. 適正飼育の推進による動物の健康と安全の確保

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①人と動物の共生を目指し、具体的状況把握	➢動物遺棄及び動物による危害や迷惑問題等の防止 ➢適正飼育の啓発	環境課	中期 (5年)

※◎印は重点施策です（詳細は後述「重点施策2」にて記載）

※目標期間 ➢「中期(5年)」＝施策が～5年程度継続すると見込まれるもの



出典：日本動物愛護協会 HP

重点施策2 生き物を育むすみかづくり

【取組】

◆生物多様性の現状把握・理解促進

市内にどのような動物や植物が生息・生育し、それらを取り巻く環境がどのようなになっているのかを把握することは、市内の生物多様性を保全するうえでの基本的な情報となります。関係機関と課題を把握することや方針を検討するうえでの重要な情報を共有します。また、生物多様性の理解を促進するために、自然と触れ合う体験講座やイベントを開催します。

◆公園等における生物多様性の保全

公園等は都市部にあるまとまったみどりであり、市内のエコロジカルネットワーク形成上の拠点としても機能しています。公園等の中にある小さな茂みがバッタ類の生息地となるなど、少しの配慮でビオトープとしての機能が充実するため、公園や緑地、公共施設や未利用市有地などで生物多様性の保全を図ります。

◆渡良瀬遊水地等拠点となる地域の保全

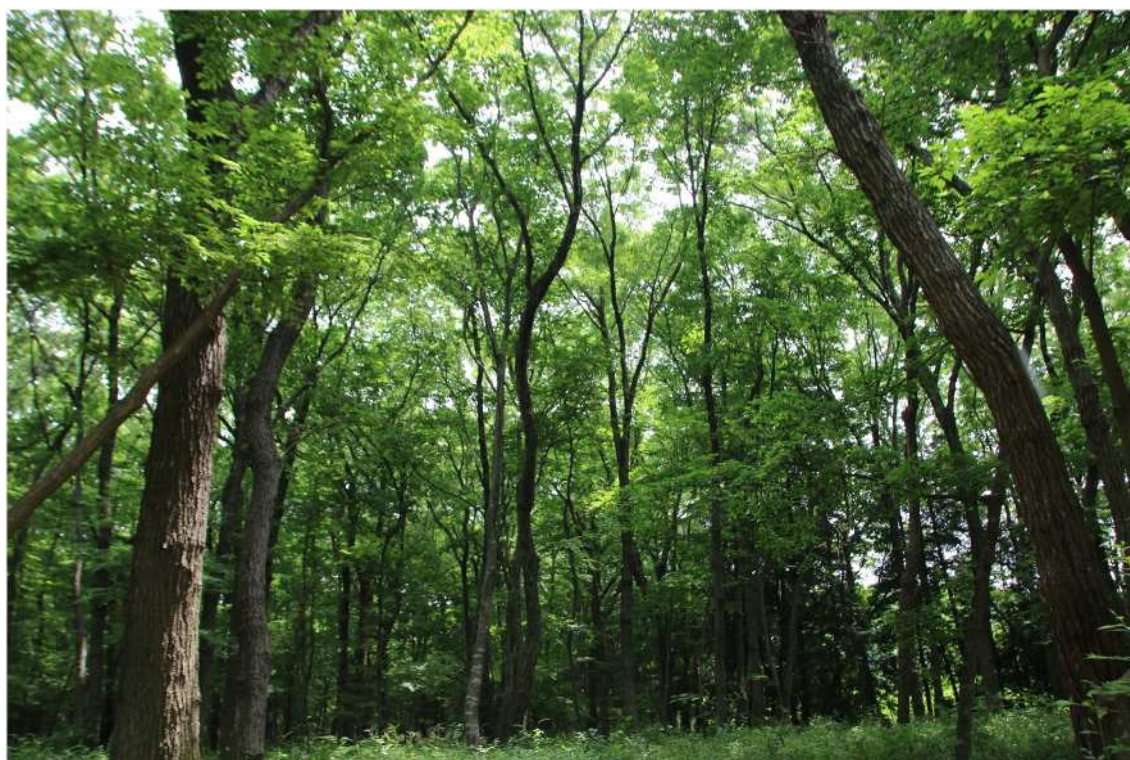
渡良瀬遊水地全域に広がる「水と緑の骨格形成」を図るための、人と多様な野生生物が持続的に共生する環境を形成することを推進します。

【施策】

施策名	施策の内容	施策No.
生き物を育むすみかづくり	➢外来種の移入や拡大防止に向けた適正な情報や持ち込み禁止措置等の周知・啓発	2-1-2①
	➢関係機関と連携した生息・生育状況等に関する野生生物の実態把握	2-1-2②
	➢小中学生や緑の少年団による、環境教育の場としての活用	2-2-1①
	➢農地パトロールの実施などによる耕作放棄地の実態把握	2-2-1②
	➢わたらせ水辺の楽校をはじめとする環境教育の向上・推進	2-3-2①
	➢関係団体等と連携し動物愛護関連のイベントや講習会の実施	2-5-1①

【環境指標】

No.	環境指標	単位	R2実績値	最終目標値 (R13)	担当課
1	平地林面積	ha	700.3	650	農政課
2	エコファーマー認定者数	人	43	300	
3	市民農園利用者数	人	200	210	
4	耕作放棄地の面積	ha	242	142	農業委員会
5	水辺のパトロール実施回数	回	12	12	道路整備課
6	野生動物の食害等による被害件数(苦情件数)	件	95	50	環境課
7	農作物被害防止に向けた有害獣駆除数	頭	—	100	農政課
8	農作物被害防止に向けた有害鳥駆除数	羽	632	700	
9	古河総合公園利用者数	人	518,391	600,000	都市計画課
10	ネーブルパーク利用者数	人	175,300	400,000	
11	農業体験・交流イベント開催数	回	中止	4	農政課
12	適正飼育に関する啓発活動	回/年	—	3	環境課
13	農地パトロール実施回数	回	180	250	農業委員会



【環境配慮指針】

市民の取組

- ◇ 市内に生息生育する動植物に興味、関心を持ちましょう。
- ◇ 市内の動植物について学ぶ機会を積極的に利用し、生物多様性に対する理解を深めましょう。
- ◇ MY 行動宣言*（環境省）に基づいた、身近な行動を始めてみましょう。
- ◇ ペットは最後まで責任を持って飼育し、適正な飼育に努めましょう。
- ◇ 市内の動植物の保全活動に参加しましょう。
- ◇ 市内の水辺環境に興味・関心を持ちましょう。
- ◇ 身近な水辺環境の保全活動に積極的に参加しましょう。
- ◇ 家庭排水による環境負荷を理解しましょう。
- ◇ 川や沼にごみを捨てないようにしましょう。
- ◇ 洗剤の使用を極力控えましょう。
- ◇ 川に親しむイベントに積極的に参加し、川の働きや大切さを学習しましょう。
- ◇ 農地、平地林、河川などの保全に努めましょう。

事業者の取組

- ◆ 事業活動の際は自然環境への影響に配慮しましょう。
- ◆ 農業従事者は、環境保全型農業の導入に努めましょう。
- ◆ 開発の際には開発区域の重要種の生息・生育状況について把握し、重要種を保護する対策を講じましょう。
- ◆ 市内の動植物の保全活動に協力し、生物多様性の保全に貢献しましょう。
- ◆ 水辺環境の保全活動に協力しましょう。
- ◆ 水質汚濁等の公害に関する管理体制を定め、水辺環境の保全に努めましょう。
- ◆ 平地林の整備をはじめ、地域の環境保全活動に積極的に参加・協力しましょう。

基本目標 3 【生活環境】活力と元気があふれる健やかなまち

大気環境や水環境の「良好な」状態が保たれ、騒音・振動・悪臭等による公害が防止されるとともに、ごみの減量化を推進することによりもたらされる福利を市民全員が享受し、活力と元気があふれる健やかなまちづくりを目指します。

《基本施策 3-1》生活環境の保全

現状と課題

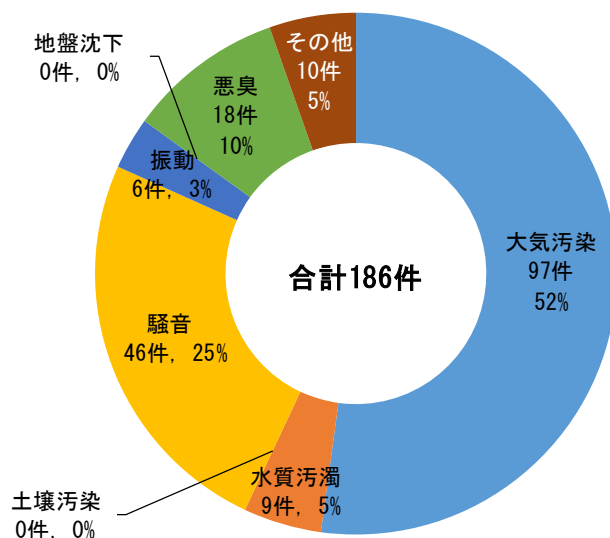


未来の古河市を快適で住みやすいまちとするためには、利根川や渡良瀬川の水辺、平地林のみどりといった自然と共生しながら、人と自然に優しいまちづくりを進めていくとともに、安全に暮らせる環境を整備していくことが大切です。

このため、自然的環境の保全や環境美化、生活排水の適切な処理などに努め、地域を美しく快適に保っていくのみならず、ごみの減量化や資源化、地球温暖化防止に向けた取組を推進します。

高度経済成長期には、大気汚染や水質汚濁といった「都市・生活型公害」と、工場・事業所による水質汚濁・騒音といった「産業型公害」が進行しましたが、近年は、騒音・悪臭などの生活関連型の公害が大きな比重を占めており、いわゆる「都市・生活型公害」が全国的な問題となっています。本市では、県からの権限移譲により、2012（平成 24）年度から道路交通騒音常時監視測定を、また 2013（平成 25）年度からは市内主要河川及び用排水路などの水質分析を行っています。

今後は、市内での住宅開発、企業の立地、住工混在などに起因する騒音・振動・悪臭などの発生も懸念されるため、引き続き、公害の未然防止と発生源対策を進めていくことが課題となります。



古河市 2020（令和 2 年）度公害苦情等受理件数 出典：市庁内資料

目 標

◆騒音対策の推進

市民アンケート結果より、「家の周りの静けさ、振動など」は、約62%の市民が、大いに満足、一応満足と回答、周辺環境の良さが現れたものと考えられます。一方、やや不満足、大いに不満足の内合計が約34%を占め、不満足の原因は、一般道路からの振動や騒音が大半を占めており、市内を走る交通量の多い国道4号線、国道354号線、国道125号などの影響によるものと考えられ、道路交通に起因する騒音対策が必要です。

◆下水道普及率の向上

2021（令和3）年3月現在の本市の下水道普及率は60.3%であり、さらなる公共下水道整備事業の推進が求められます。

施 策

◆3-1-1. 大気汚染・悪臭防止対策の推進

施 策 名	施 策 の 内 容	担当課	目標期間
①事業活動に伴う大気環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> ▶大気汚染防止法に基づく、事業所等の特定施設の管理状況の確認、及び適正化に向けた指導・啓発 ▶農業用ビニール等の適正処理の指導・啓発 	農政課 環境課	長期 (10年)
②大気汚染物質の監視・モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ▶一般環境や主要幹線道路沿いにおける大気汚染状況の監視・モニタリング 	環境課	中期 (5年)
③暮らしに伴う大気環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> ▶野外焼却や小型焼却炉での処理に対する法律に基づく家庭ごみの適正処理の指導・啓発 ▶野焼きへの適正な対応 	環境課 農政課	
④家庭における悪臭防止の取り組み促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶生活排水処理対策や浄化槽の整備及び適正管理の推進 ▶道路側溝のフタの設置推進、定期的な清掃の促進 	道路整備課 環境課	長期 (10年)
⑤事業に伴う悪臭防止の取り組み促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶畜産農家に対するふん尿処理施設の整備、臭気防止対策等の指導・啓発 ▶工場・事業所における悪臭の規制・指導、臭気指数による適切な悪臭防止対策の推進 ▶悪臭防止法に基づく、悪臭防止指導の推進 ▶農業空中散布時の近隣住民への周知徹底の指導・啓発 	農政課 環境課	
⑥快適なかおりの創出	<ul style="list-style-type: none"> ▶四季の草花などによる花いっぱい運動の推進 ▶アダプト・プログラム*等の活動の一環としたフラワーロードの形成 	都市計画課 環境課	

※目標期間 ▶「長期(10年)」＝施策が～10年程度継続すると見込まれるもの
 ▶「中期(5年)」＝施策が～5年程度継続すると見込まれるもの

◆3-1-2. 生活排水処理対策・雨水利用促進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①生活排水処理施設の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶浄化槽の設置促進及び適正管理の促進 ▶農業集落排水施設の整備促進 ▶公共下水道の計画的な整備の推進 	下水道課 環境課	中期 (5年)
②水質の監視・モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ▶河川の水質汚濁状況の定期的な調査及び結果の公表 	環境課	
③節水行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶広報紙等を通じた節水行動の啓発 	水道課	
④雨水の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ▶公共施設における雨水貯留施設*の導入及び雨水の雑用水利用の推進 ▶家庭や事業所における雨水貯留施設としての雨水タンクの設置促進 	環境課	長期 (10年)

◆3-1-3. 騒音対策の推進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①事業活動に起因する騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶騒音振動発生施設等の特定施設の設置・稼働等に関する監視・指導 ▶法律に基づく規制基準の遵守指導（騒音） ▶苦情に基づいた深夜営業店舗に対する指導等（騒音） ▶建設作業や開発行為から生じる騒音・振動の防止・軽減促進 	環境課	中期 (5年)
②幹線道路沿道における騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶実態調査及び関係機関に対する騒音対策（舗装補修、遮音壁等）の要請 ▶市内の主要道路に面する道路交通騒音・振動調査の実施、実態把握 		長期 (10年)

◆3-1-4. 地盤沈下防止・土壤環境の保全

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①適切な水循環の形成	<ul style="list-style-type: none"> ▶市道における透水性舗装の導入推進 ▶市道における透水性排水函の導入推進 	都市計画課 区画整理課 道路整備課	長期 (10年)
②工場や事業所における土壌汚染の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ▶工場や事業者に対する汚染物質排出の規制・指導・監視 	環境課	中期 (5年)
③埋立被害による自然環境の悪化防止	<ul style="list-style-type: none"> ▶適正な土採取及び埋立て等により市民の良好な生活環境を確保するための指導・許可 		
④農業使用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ▶適正な農薬使用と有機栽培・減農薬栽培への取り組み促進 	農政課	長期 (10年)

※目標期間 ▶「長期(10年)」＝施策が～10年程度継続すると見込まれるもの
 ▶「中期(5年)」＝施策が～5年程度継続すると見込まれるもの

《基本施策3-2》ごみの減量化・資源化の推進

現状と課題



私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした経済構造のもとで、暮らしの便利さや物質的な豊かさを手に入れてきましたが、その一方、環境への負担の増大、ごみ処理施設の不足など、深刻なごみ問題が生じました。

現在、古河地区のごみは本市直営の「古河クリーンセンター」で、総和・三和地区のごみは、二市二町で構成されているさしま環境管理事務組合が運営する「さしまクリーンセンター寺久」で処理しています。このうち、古河クリーンセンターは老朽化が進んでいるため、修繕などにより施設の延命化を図りながら、将来の施設整備の方向性について長期的・広域的な視点から具体的に検討していくことが課題となります。



「古河クリーンセンター」

「さしまクリーンセンター寺久」
出典：さしま環境管理事務組合 HP

目 標

◆一般廃棄物の処理と分別

資源循環型社会の構築に向けた取組を活性化していくとともに、ごみステーションから収集される家庭ごみ処理の有料化についても、さしま環境管理事務組合と当該組合を構成している二市二町で検討する必要があります。

ごみの分別については、古河地区と総和・三和地区で異なりますが、ごみ処理施設を一つにする方向で検討し、今後、分別方法及び効率的な収集・運搬並びに処分方法の検討が必要となります。

◆一般廃棄物処理施設整備の方向性

古河クリーンセンターは、1994（平成6）年7月31日の竣工以来、約28年が経過しており、全般的に老朽化が著しく、重要な機器の破損等による施設の運転停止が危惧されている状態です。現在の整備状況や社会環境の変化を踏まえ、今後の施設整備の在り方について整理を行います。

施策

◆3-2-1. 3Rの取組と資源循環の促進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①家庭系ごみの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ➢マイ箸、マイボトル等の携帯によるごみ減量の取り組み促進 ➢マイバッグキャンペーン等の推進 	環境課	中期 (5年)
②事業系ごみの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ➢事業系食品廃棄物(事業所・コンビニなど)の資源化による減量に向けた調査・研究等の推進 ◎刈草や家畜糞尿、剪定樹木等の農業バイオマスの活用 ➢事業系ごみの組成分析などを通じた分別や減量化の取り組みに向けた調査・研究等の推進 	農政課 環境課 物品購入部署	長期 (10年)
③リデュース・リフューズ促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢給食の調理メニューの工夫による残飯の減量化 ◎生ごみ処理機器購入補助を通じた厨芥^{ちゅうがい}ごみ減量化の取り組み促進 ➢食品ロス*削減推進 ➢必要なものみの購入徹底(または受け入れを拒否)の推進 	学校給食課 環境課	
④リユースの促進	<ul style="list-style-type: none"> ◎民間システム活用の検討 ➢市と市民事業者が協働して3Rを推進する体制づくり 		
⑤リサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> ◎「資源回収報償金*」制度による資源ごみ集団回収の取り組み促進 ➢各種リサイクル法の周知徹底及び法に基づく取り組みの指導、啓発 		
⑥ごみ出しルールの周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ➢行政自治会・団体等の自主啓発活動を通じたごみ出しルールの周知徹底 ➢HPやSNS等を利用したごみ収集カレンダーによるごみ出しルールの周知 	環境課	中期 (5年)
⑦処理費用負担の公平性確保	<ul style="list-style-type: none"> ➢家庭ごみの有料化に向けた検討 ➢「資源回収報償金」制度による資源ごみ集団回収の取り組み促進(再掲) 		
⑧ごみステーションの適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ➢ごみステーションの利用者による管理の徹底と設置費助成による適正管理の推進 		
⑨ごみ減量意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ➢学校教育や広報紙、各種イベント等を通じたごみ減量化・資源化の意識啓発及び自治会未加入者や外国人に対するごみ減量に向けた広報の充実 ➢廃棄物処理施設等の施設・現場見学会の開催 		

※◎印は重点施策です(詳細は後述「重点施策3」にて記載)

※目標期間 ➢「長期(10年)」=施策が~10年程度継続すると見込まれるもの

➢「中期(5年)」=施策が~5年程度継続すると見込まれるもの

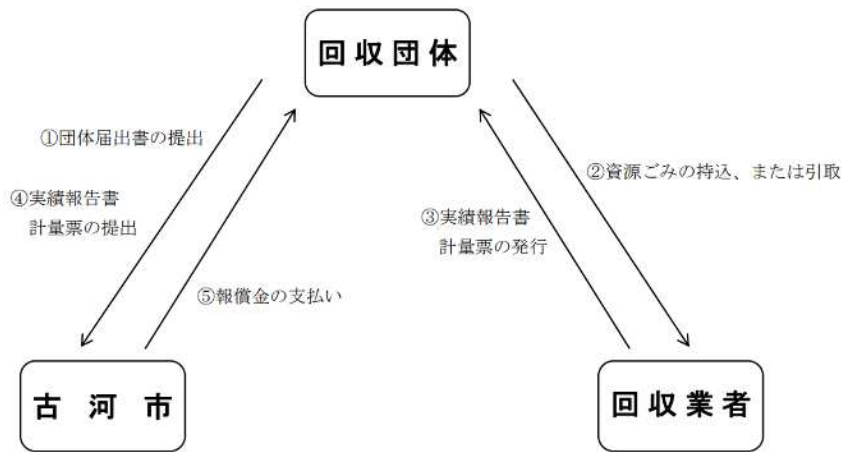
施策名	施策の内容	担当課	目標期間
⑩有害化学物質対策	➢環境リスクに関する正確な情報共有によるリスクコミュニケーション*の推進	環境課	中期 (5年)
⑪資源循環の推進	➢グリーン購入*・フリマアプリ等を活用した再使用の促進 ➢小型家電リサイクル促進 ➢海洋プラスチック*及びマイクロプラスチック問題解決に向けたプラスチックごみの拡散防止		

※目標期間 > 「中期(5年)」=施策が~5年程度継続すると見込まれるもの

参考

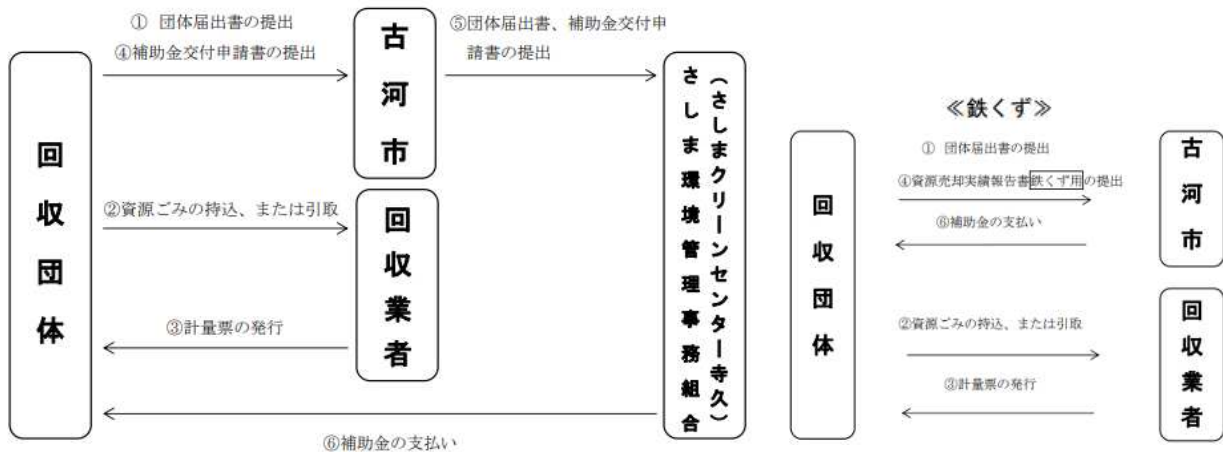
「資源回収報償金」制度

申請のフロー図【古河地区】



申請のフロー図【総和・三和地区】

《紙類・缶類・ビン類・布類・ペットボトル》



資源回収報償金制度フロー図

出典：古河市 HP

重点施策3 ごみの3R (Reduce・Reuse・Recycle) の推進

【取組】

◆市民・事業者・市が一体となった3Rの推進

生ごみ処理機器購入助成事業によるコンポスト容器等の購入費補助や、リサイクル情報コーナーの設置、子育て応援リサイクル事業「りさ育る*」など、ごみ減量化を促す取り組みを行っています。しかし、本市のリサイクル率は茨城県の平均と比較してやや低く、ごみの資源化に対してさらに重点的に取り組む必要があります。市をはじめ、市民や事業者が協働して3R(Reduce、Reuse、Recycle)を推進していく体制を構築します。

◆民間を活用した廃棄物処理システムの普及

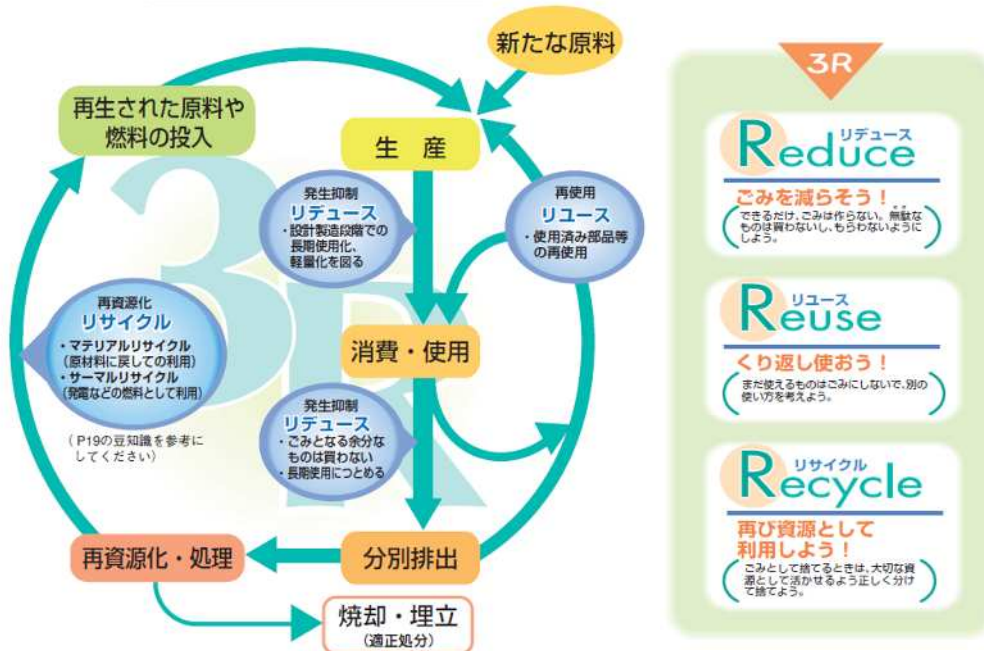
民間事業者が持つ先端技術を活用し、効率的なリサイクル処理システムを導入・促進することで、廃棄物の適正処理及び最終処分量の削減を図ります。

【施策】

施策名	施策の内容	施策No.
ごみの3R (Reduce・Reuse・Recycle)の推進	➤刈草や家畜糞尿、剪定樹木等の農業バイオマスの活用	3-2-1②
	➤生ごみ処理機器購入補助を通じた厨芥 ^{ちゅうかい} ごみ減量化の取り組み促進	3-2-1③
	➤民間システム活用の検討	3-2-1④
	➤「資源回収報償金」制度による資源ごみ集団回収の取り組み促進	3-2-1⑤

【環境指標】

No.	環境指標	単位	R2実績値	最終目標値 (R13)	担当課
1	廃プラスチック等適正処理周知、指導回数	回	11	10	農政課
2	生活排水処理総合普及率(公下+農集+合併槽汚水処理人口/行政人口)	%	82.1	93.2	下水道課
3	水質調査基準値超過件数	件	16	0	環境課
4	「一般道路からの振動や騒音」に対して不満を抱いている市民の割合	%	26.6	15.0	
5	1人1日当たりのごみ排出量(前年度実績)	g/人・日	946	855	環境課
6	リサイクル率(前年度実績)	%	15.8	20.0	
7	家庭用生ごみ処理機の購入補助延べ交付世帯数	世帯	1,264	1,545	
8	集団回収登録団体数	団体	152	170	
9	資源集団回収による回収量	t	1,310	1,035	
10	市民・事業者への食品ロス対策の啓発活動	回/年	-	6	環境課



3R

Reduce リデュース
 ごみを減らそう！
 (できるだけ、ごみは作らない、無駄なものは買わない、もたないないようにしよう。)

Reuse リユース
 くり返し使おう！
 (まだ使えるものはごみにしないで、別の使い方を考えよう。)

Recycle リサイクル
 再び資源として利用しよう！
 (ごみとして捨てるときは、大切な資源として活かせるよう正しく分けで捨てよう。)

図 3R 概要

出典：環境省

【環境配慮指針】

市民の取組

- ◇ 家庭から排出されるごみに関する知識を深め、適正な廃棄を行いましょう。
- ◇ 近隣への騒音や振動、悪臭の原因となる行為の防止に努めましょう。
- ◇ 公害発生等について市に情報提供し、その対応に協力しましょう。
- ◇ ダイオキシン類*が発生するような野焼きは行わないようにしましょう。
- ◇ エコバッグを使用し、レジ袋の使用を控えましょう。
- ◇ 不要になってもまだ使えるものは、リユースに努めましょう。
- ◇ 生ごみの水切りを徹底し、減量化に努めましょう。
- ◇ 家庭から出た生ごみを堆肥化し、花壇や家庭菜園への利用を検討しましょう。
- ◇ 外食時は食べられる分だけ頼み、食べきれない分はドギーバッグ*を利用する、スーパーなどでは量り売りを利用するなど、食品ロスの削減に取り組みましょう。
- ◇ 必要なものを必要なだけ買い、不要なものを買わないよう努めましょう。

事業者の取組

- ◆ 各種法令の排出基準を遵守し、大気汚染や水質汚濁等の公害低減に努めましょう。
- ◆ 有害化学物質の排出について排出基準を遵守し、適正に管理するとともに、排出削減に努めましょう。
- ◆ 従業員が有害化学物質の正しい知識を習得できるよう、労働安全・衛生教育を実施しましょう。
- ◆ 紙製のストローを利用するなど、プラスチックごみの削減に努めましょう。
- ◆ 各種リサイクル法に基づく適正な廃棄物のリサイクルに努めましょう。
- ◆ 過剰な包装を抑制し、ごみの減量化に努めましょう。
- ◆ 分解性プラスチック使用やプラスチックを排出する製品の製造抑制を図りましょう。
- ◆ 事業所から出た生ごみの堆肥化・水切りに努め、ごみの減量化に取り組みましょう。
- ◆ 必要なもののみの購入徹底（または受け入れを拒否）を推進しましょう。

基本目標 4 【快適環境】人と自然にやさしいうるおいのあるまち

“古河市らしい”景観を守ることで、生活する人々がこれからも安心して住み続けたいと思うまちづくりを目指します。

《基本施策 4-1》ゆとりがあり自然とふれあえる空間の確保

現状と課題



本市には、古河総合公園(古河公方公園)や古河市ネーブルパーク、古河市三和ふるさとの森など、262箇所、211.3ha (R3.9.30 現在)の公園や緑地が整備されています。

市民アンケート結果における「身近な公園や緑地の利用しやすさ」は、約58%の人が、大いに満足、一応満足と回答しており、半数以上の市民が満足感を得られているものと判断されます。

一方では、循環バスぐるりん号の三和地区から古河駅方面への移動ニーズに対応するため、併せて、「道の駅まくらがの里こが」への観光客等の利便性を向上させることを目的とし、新たなルートでの運行を開始しました。また、既存の5コースについても、より便利に利用できるようルートや時刻表の見直しを行いました。これらを前提として、スマートホーム・コミュニティ*のモデル構築など、脱炭素型コンパクトシティの実現を目指しています。

さらには、新たな技術や様々なデータを活用し、市民生活の質の向上を目指す取組も視野に入れ、これらの様々な取組を、地域の住民、事業者など、あらゆる関係者とともに進め、脱炭素化を前提に、市民生活を「より豊かに」、「より快適に」、そして地域コミュニティが育まれたコンパクトシティの実現と、DX*推進に伴う価値の創出が課題となります。

目 標

◆公園等の緑地の保全と育成

新たな公園の整備、公園の芝生化、公共施設の緑化等により、緑地の保全と育成を推進します。また、市民意向を反映した公園整備・再整備方針の策定が必要です。

◆公共施設等のみどりづくり

みどりのカーテン、公園の樹木や街路樹等による緑化推進が必要です。また、コロナ禍を契機として、自然豊かなゆとりある環境で健康に暮らすことのできる生活空間の形成が一層求められている社会情勢の中、公共施設を通じて貢献できるグリーンインフラを構築します。

◆市民等によるみどりづくり

市民との協働による緑地保全活動推進と街路樹やポケットパーク*等の整備による市街地でのみどりの創出が必要です。

◆コンパクトシティの推進

公共交通の脱炭素化と更なる利用促進を図り、公共交通機関を軸としたコンパクトなまちづくりを推進します。

◆公共交通機関の利便性向上

市民アンケート結果によると「公共交通機関の利用しやすさ」に対する不満足の高くなっています。公共交通機関との乗り継ぎ利便性、循環バスの新路線開発や増発などが必要となります。

施 策

◆4-1-1. 公園の整備と緑化の推進

施 策 名	施 策 の 内 容	担当課	目標期間
①安心して利用できる身近な公園整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域住民に親しまれ防災機能を備えた公園緑地の整備 ▶地元団体やシルバー人材センター及び指定管理制度などを活用した公園の適切な運営・管理 ▶アクセス道路*や駐車場の整備など公園の利便性向上に向けた整備の推進 	都市計画課	中期 (5年)
②市街地におけるみどりの保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ▶みどりのカーテンなど住宅地における緑化の取り組み促進 ▶住宅地整備に際しての地区計画制度や緑地協定等の活用 ▶情報提供等を通じた屋上緑化・壁面緑化の取り組み促進 ▶工場等の敷地内緑化の推進 	都市計画課 商工観光課 環境課	長期 (10年)
③公共空間における緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶街路樹やポケットパーク等の整備による市街地でのみどりの創出 ▶学校樹木等の自然環境の保全 	都市計画課 道路整備課 用地管理課 学校教育施設課	

※目標期間 > 「長期(10年)」＝施策が～10年程度継続すると見込まれるもの
> 「中期(5年)」＝施策が～5年程度継続すると見込まれるもの

◆4-1-2. コンパクトシティの実現とDX推進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①コンパクトシティの実現	<ul style="list-style-type: none"> ➢古河駅周辺を都市核、諸川周辺を地域拠点とした集約による市街地の形成と、それらを繋ぐネットワークの形成。市全体の利便性の向上促進による自動車利用抑制 	都市計画課 環境課	長期 (10年)
	◎電気自動車等次世代自動車*の普及	財産活用課 環境課	
	◎脱炭素型の次世代交通システムの構築	交通防犯課 環境課	
	➢シェアサイクル・スクーター*の導入の検討		
	◎スマートホーム・コミュニティのモデル構築推進	企画課 環境課	
	<ul style="list-style-type: none"> ➢住民の移動手段としてシェアする電気自動車を導入し、蓄電池としての活用による、平時での低炭素、災害時での自立する都市構築 	都市計画課 交通防犯課 環境課	
	<ul style="list-style-type: none"> ➢交通結節点や車両におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン*の導入促進 ➢パーク&ライド*などを通じた公共交通機関の利用促進 ➢デマンド交通*の運行区域拡大による交通空白地域、地域間のサービス格差の是正 	交通防犯課	
②DX推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ICT教育環境の導入による活用推進 ➢DX推進体制の組織整備とデジタル人材の確保・育成 	IT戦略課	
	<ul style="list-style-type: none"> ◎環境関連における、情報システムの標準化手続きのオンライン化の促進 ➢AI*・IoT*・ICT*・RPA*の導入・活用促進による脱炭素社会への貢献 	IT戦略課 環境課	
	◎BPR*(業務改善)の取組促進による資源の無駄削減(書面・押印・対面等の見直し)	企画課 職員課 環境課	

※DX (Digital Transformation) とは、進化した IT 技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念のこと

※◎印は重点施策です (詳細は後述「重点施策 4」にて記載)

※目標期間➢「長期(10年)」=施策が~10年程度継続すると見込まれるもの

《基本施策4-2》地域に根ざした風格あるまちづくり

現状と課題



市民アンケートにおける「歴史的・文化的な財産に対する保全状況」は、約59%の市民が、大いに満足、一応満足と回答しており、半数以上の市民が満足感を得られているものと判断されます。

本市の豊かな田園地帯、広大な水辺に囲まれた歴史ある地域性を生かし、人々がいきいきと暮らせる「ふるさと」をつくり上げていくために、何を守り、何を育み、将来どのようなふるさとなれば良いかを考えていくことが課題となります。

協働の理念の基に、息の長い着実な努力の積み重ねと幾世代にわたる市民によるふるさと景観づくりへの取組が求められています。

目標

◆文化財の保存・継承

現在の保全状況に一定の満足感はあるものと判断されますが、本市には、城下町の面影を残す歴史的な景観が数多く残されており、有形・無形の文化財の保存、継承が必要となります。

施策

◆4-2-1. 歴史・文化の保全・継承

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①城下町の面影が残る歴史的景観維持	<ul style="list-style-type: none"> ▶良質な景観ストックを活かした生活の場としての都市景観の向上 ▶市による景観形成助成や奨励・顕彰制度等の検討 	都市計画課	中期 (5年)
②景観阻害要因改善	<ul style="list-style-type: none"> ▶屋外広告物の適正な規制・誘導 ▶沿道地区の特性(商業地、工業地、田園地帯等)に応じた象徴的な沿道景観の形成促進 		
③市民との協働によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ▶市民参加による地域景観の検討、地域景観への関心喚起 		長期 (10年)
④有形・無形文化財の保全・継承	<ul style="list-style-type: none"> ▶歴史資料・文化財の調査、収集と保存 ▶伝統行事等の継承に向けた取り組みの支援 	生涯学習課	中期 (5年)
⑤文化資源の積極的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ▶郷土学習の場としての積極的な活用 ▶観光施設としての積極的利用 	生涯学習課 商工観光課	

※目標期間 ▶「長期(10年)」＝施策が～10年程度継続すると見込まれるもの
 ▶「中期(5年)」＝施策が～5年程度継続すると見込まれるもの

《基本施策4-3》自主的で誇りあるまち美化推進

現状と課題



まちを美しく保つことは、日々の暮らしを快適にするだけでなく、犯罪の抑止などの防犯環境づくりや、活動を通じた地域を愛する心の醸成などにもつながります。

本市では、市民総ぐるみ清掃や利根川・渡良瀬遊水地のクリーン作戦を実施し、市民との協働による環境美化を推進しています。また、アダプト・プログラム（市民団体や企業が行う美化活動等を行政が支援する制度）による環境美化活動や、事業者による自主的な環境美化活動も盛んに行われており、地域と連携した活動が広がりを見せています。

しかしながら、たばこ・空き缶・ペットボトルなどのポイ捨てや、人目につきにくい場所への不法投棄が後を絶たず、ペットのフン害なども見られて、地域的美観や生活環境の阻害要因となっている例も発生しています。

今後も「不法投棄防止看板」の設置やパトロール、土地所有者への適正管理の指導などにより、未然防止を図るとともに、地域との連携による監視強化等を図っていくことが課題となります。

目 標

◆不法投棄やごみ減量の意識啓発

不法投棄に対する意識啓発、ごみ減量の意識啓発、ごみ出しルールの周知徹底などの強化が必要となります。

◆環境美化活動の推進

環境美化は、「まちを美しく保ちたい」という、市民一人ひとりの意識を基本に支えられています。今後も、環境美化に向けた啓発活動を継続的に実施し、市民・事業者・市の連携のもと、環境美化活動をさらに活性化していきます。



不法投棄状況

出典：古河市 HP

施策

◆4-3-1. 不法投棄・ポイ捨て対策の推進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①法律に基づくリサイクルの取り組み促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢家電リサイクル法等に基づく廃棄物の適正処理の周知・啓発 ➢建設副産物の再利用先を安定的に確保する仕組みづくり 	道路整備課 環境課	長期 (10年)
②不法投棄に対する監視体制の強化・充実（捨てづらい環境づくり）	<ul style="list-style-type: none"> ➢関係機関と連携した定期的な監視パトロールの実施 ➢土地所有者に対する未然防止に向けた適正管理の要請 ➢監視カメラの設置検討 ➢市民が不法投棄の通報がしやすい環境整備 	環境課	中期 (5年)
③意識啓発・教育の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ➢広報紙やチラシ等を通じた不法投棄やごみの散乱防止に関する意識啓発 ➢子どもへのポイ捨てや不法投棄に関する道徳教育の充実（親への波及効果） 	環境課 指導課	

◆4-3-2. まち美化活動の促進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①美化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢市民による周辺地域の自主的な美化活動の取り組み促進（アダプトプログラムなど） ➢「市民総ぐるみ清掃」を通じた美化活動の促進 ➢「渡良瀬遊水地クリーン作戦」等を通じた美化活動の促進 ➢イベント等におけるごみの持ち帰りの促進 	生涯学習課 商工観光課 スポーツ振興課 環境課	その他
②まち美化に関するルール周知やモラルの向上	<ul style="list-style-type: none"> ➢ポイ捨てやフン放置で困っている市民への啓発用看板の無料貸与 ➢空き地等の所有者（管理者）に対する除草や衛生害虫の予防・駆除等の適正管理の啓発・指導 	環境課	長期 (10年)
③道路環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ➢路上駐車、放置自転車、放置バイクに対する適切な対応 ➢不法駐輪に対する指導・啓発及び迅速な撤去 	交通防犯課	その他

※目標期間
 ➢「長期(10年)」＝施策が～10年程度継続すると見込まれるもの
 ➢「中期(5年)」＝施策が～5年程度継続すると見込まれるもの
 ➢「その他」＝どちらともいえないもの

重点施策 4 コンパクトシティの実現と DX 推進

【取組】

◆地域公共交通ネットワークの構築

「古河市地域公共交通網形成計画」に基づき、民間交通機関と一体となった地域公共交通ネットワークの構築を図ります。また、市内循環バスやデマンド交通の運行に努め、運行エリアの見直しを行いながら、適正な運賃体系を構築し、利便性及び利用率の向上を図ります。

◆データ利活用型コンパクトシティの構築

AI・IoT・ICT といった新たな技術や、健康やエネルギーなどのデータを活用することで、新たな生活を支援するサービスの提供などにより、市民生活の質の向上を目指す取組を進めていきます。

◆脱炭素型次世代交通システムの構築

EV シェアスクーター*の導入や、電動アシスト自転車や超小型モビリティ*などのシェアリングサービス*をワンポート*で提供するマルチモビリティシェアリング*の活用法を研究し、最適なモビリティを提供できる脱炭素型の次世代交通システムの構築を目指します。

◆官民連携による脱炭素化に向けた取組の推進

民間事業者等との協働で、一般住宅や事業所関連の脱炭素化に向けた施策への支援等の取組を推進します。

◆DX 推進に伴う価値の創出

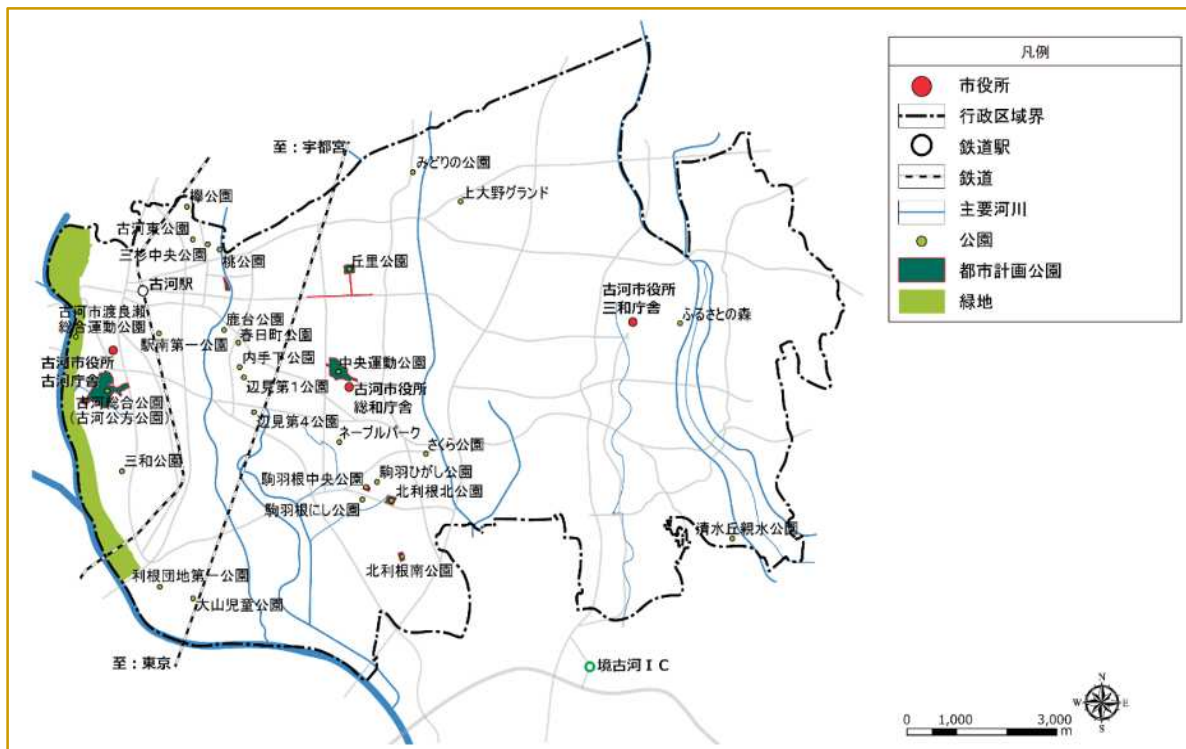
行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていきます。

【施策】

施策名	施策の内容	施策 No.
コンパクトシティの実現と DX 推進	➢電気自動車等次世代自動車の普及	4-1-2①
	➢脱炭素型の次世代交通システムの構築	
	➢スマートホーム・コミュニティのモデル構築推進	
	➢ICT 教育環境の導入による活用推進	4-1-2②
	➢環境関連における、情報システムの標準化手続きのオンライン化の促進	
	➢BPR（業務改善）の取組促進による資源の無駄削減（書面・押印・対面等の見直し）	

【環境指標】

No.	環境指標	単位	R2実績値	最終目標値 (R13)	担当課
1	1人当たりの都市公園面積	㎡	11.7	12.2	都市計画課
2	公園・緑地数	箇所	258	273	
3	里親制度(アダプトプログラム)の登録団体数	団体	22	25	環境課
4	社寺林や屋敷林の保存樹指定樹木数	本	9	9	生涯学習課
5	「歴史的・文化的な財産に対する保全状況」に満足している市民の割合	%	57.1	65.0	環境課
6	文化財・文化施設を活用したイベント開催数	回	0	2	生涯学習課
7	意識啓発イベントの開催回数	回	1	2	環境課
8	環境美化活動実施回数	回	中止	2	
9	放置自転車回収台数	台	79	70	交通防犯課
10	ぐるりん号(市内循環バス)年間利用者数	人	130,306	190,000	
11	デマンド交通延べ利用者数	人	22,519	30,000	
12	公共交通機関利用者数	万人	386	541	



古河市公園の立地状況 出典：古河市都市計画マスタープラン

【環境配慮指針】

市民の取組

- ◇ 文化財の保全や地域の文化の継承に努めましょう。
- ◇ 家電リサイクル法に基づき適正な廃棄を行いましょよう。
- ◇ 地域の清掃活動等に参加しましょよう。
- ◇ ペットのフンやごみの持ち帰り、適正に処理しましょよう。
- ◇ ごみのポイ捨てはやめましょよう。
- ◇ ごみ集積所周辺の美化に努め、公衆衛生の向上を図りましょよう。
- ◇ 路上駐車、自転車の放置、バイクの放置はやめましょよう。

事業者の取組

- ◆ 開発事業を行う際は、埋蔵文化財に留意し、必要に応じて調査に協力しましょよう。
- ◆ 市などが行う郷土の歴史に関する資料の調査や収集に協力しましょよう。
- ◆ 郷土の伝統産業や、提灯竿もみまつりをはじめとする祭りに対する理解を深め、積極的に協力・支援しましょよう。
- ◆ 廃棄物は適正に処理しましょよう。
- ◆ 敷地内とその周辺の美化に努めましょよう。
- ◆ 市の実施する不法投棄対策・まち美化活動に協力・支援しましょよう。
- ◆ DX 推進体制等の構築を図りましょよう。

基本目標 5

【環境保全に取り組むための基盤づくり】

みんなで考え自ら動くまち

家庭や学校、企業では環境保全について話し合い、みんなが出前講座や観察会などの環境イベントや清掃活動に参加することで、地域コミュニティが充実し、環境保全が先進的に進んだまちを目指します。

《基本施策 5-1》環境保全に対して自ら行動できる人材育成

現状と課題



市民のニーズが多様化し、市だけでは解決できない問題が生じており、これまで市が担ってきた役割を、市民と市が協力して担う市民協働のまちづくりが重要となっています。本市では、政策形成過程におけるパブリックコメント*、タウンミーティングでの意見交換などにより、市民と市の双方向のコミュニケーションを図ってきましたが、より多くの市民の参加を得ることが課題となっています。

目 標

◆ひとづくり

持続可能な社会をつくるため、環境について専門的な知識を持つ人、地域のことをよく知る人、体験活動や実践活動を指導できる人など、効果的な環境教育を行うことができる人や団体を発掘、育成し、継続的な活動を支えます。また、環境活動を担う人を育てるためのプログラムや機会を充実させます。

◆つながりづくり

市民、事業者、学校、市等すべての主体が、パートナーシップのもと環境教育を効果的に展開できるよう情報共有や連携・協働を可能にするネットワークをつくり、環境の保全と創造の活動の輪を広げていきます。また、市民が興味を持てる環境体験型の環境教育・環境学習の充実、環境学習の場の提供、環境情報の提供などが必要です。

◆しくみづくり

環境教育や環境の保全と創造の活動を進めることができるよう、情報や活動の場などの基盤をつくり、主体的・継続的な活動の実践と取組の増進を図ります。

施策

◆5-1-1. 環境教育・学習の充実と人材育成

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①体験型の環境教育・環境学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ➢「こどもエコクラブ」「緑の少年団」等、自主的な環境学習・環境保全活動の取り組み促進 ➢市内の平地林等をフィールドとした体験型環境教育・環境学習のプログラムの充実、取り組みの促進 	農政課 環境課	長期 (10年)
②地域の環境に関する情報の収集・提供	◎環境の状況や環境施策の取り組み状況等を取りまとめた環境基本計画年次報告書の作成・公表	環境課	
③環境情報の提供体制の充実	◎市立図書館等における環境関連図書・資料等の充実	社会教育施設課 古河・三和図書館	
④専門家の利活用の促進	➢茨城県環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員等の人材の環境活動への活用促進	環境課	
⑤地域に根ざした人材の育成・活用	<ul style="list-style-type: none"> ➢地域に根ざして環境活動に取り組む個人・団体のデータベース化及び環境活動への活用促進 ◎経験者等の知識を活かした適材適所（講演会・ワークショップ等）での活用促進 	生涯学習課 環境課	
⑥環境学習の場の提供・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ➢本市の自然環境を活用した自然観察会の開催等、自然とふれあう機会の創出 ➢市内の教育機関や事業者並び県を連携した環境学習の検討 ➢インターネットやSNSを活用した情報の周知 ◎インターネットやSNSを活用した環境教育の推進 	環境課 シティプロモーション課	

※◎印は重点施策です（詳細は後述「重点施策5」にて記載）

※目標期間➢「長期(10年)」＝施策が～10年程度継続すると見込まれるもの

《基本施策5-2》各主体が自立・協働できる環境の醸成

現状と課題



市民アンケート結果における「近隣関係や地域コミュニティの良さ」は、約61%の人が、大いに満足、一応満足と回答しており、半数以上の市民が満足感を得られているものと判断されますが、環境保全活動、環境教育等に関する取組がより大きな成果を得るためには、多くの人に参加し、協働していくことが必要となり、市民、事業者、学校、市等、あらゆる主体が、それぞれの立場に応じた取組を推進することが重要となります。

目標

◆環境保全活動や環境教育等の推進

環境保全活動や環境教育等を推進する上では、市民、事業者、学校、市が相互に協力して取り組むことにより、取組効果を高めることが可能となります。

◆イベントの開催等仕組みづくりの構築

各主体との連携、協働を推進することや、環境保全活動を行う市民団体への支援、取組意欲の向上を図るため、イベントの開催等仕組みづくりを構築します。

施策

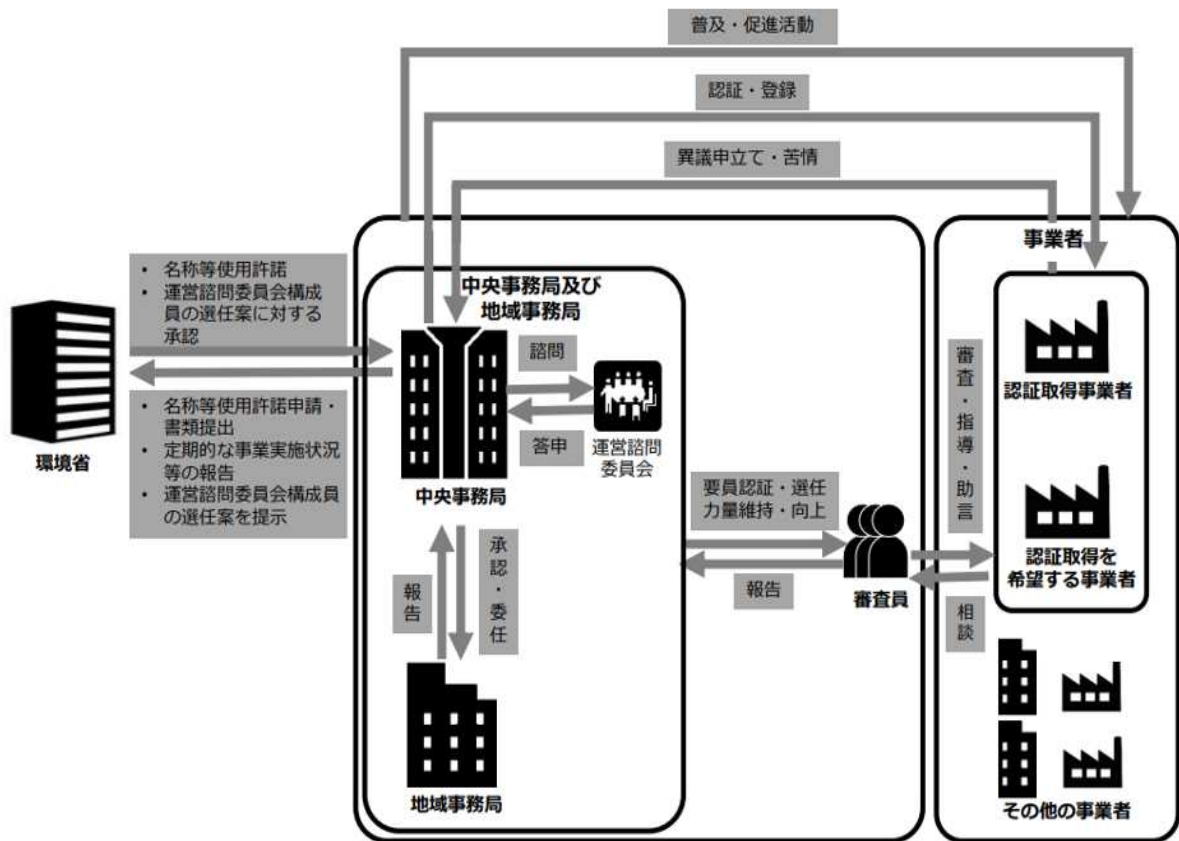
◆5-2-1. 市民・民間団体・事業者の取組促進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①各主体の連携、協働を促す体制づくり、支援	<ul style="list-style-type: none"> ➢「ECO フェスタ古河」等の交流イベントの定期的な開催を通じた各主体の連携、協働の取り組み推進 ➢環境保全に関するボランティア登録制度の構築及び活用促進 ◎NPO 等と連携した環境保全の取組 	環境課	長期 (10年)
②取り組み意欲を向上させる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◎広報誌や市 HP 等を通じた市内における優れた環境保全の取組や市民団体の活動の紹介 ➢「ECO フェスタ古河」等における日頃の環境学習や環境活動成果の発表機会の充実 ➢広報紙や市 HP 等を通じた市内における優れた環境保全の取り組みや市民団体の活動の紹介 ➢環境保全に熱心に取り組む個人や団体の顕彰制度の創設 ➢「エコ事業所登録制度」の普及促進 ➢「エコショップ制度」の普及促進 	環境課 工事発注部署	

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
③事業者の活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習会や自然観察会等への事業者協力促進 事業者への情報発信促進 	環境課 商工観光課	長期 (10年)
④環境マネジメントシステム*の取組促進	<ul style="list-style-type: none"> エコアクション 21、レジリエンス*認証等、事業者や持続可能な事業に関する登録を推進します。(環境マネジメントシステムの取り組み促進を継続) 	環境課	
⑤地域活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動を行う市民団体の支援と協力 事業者の環境ボランティア活動への参画 		

※目標期間>「長期(10年)」=施策が~10年程度継続すると見込まれるもの

参考



エコアクション 21 認証・登録制度の概要

出典:「エコアクション 21 ガイドライン」環境省

重点施策 5 民間ネットワークを活用した環境教育活動の推進

【取組】

◆官民連携による環境教育・学習の機会の拡充

環境教育に取り組む民間事業者・NPO・研究機関等と連携し、様々な教育活動に取り組みます。

◆イベント活動による環境への取組の促進

市民、事業者、市等が連携・協働し、実施している環境取組の紹介等を行う ECO フェスタ古河を開催します。また、環境イベントを協働で開催することにより、広く普及・啓発を図り、取組を促進します。

◆小中学校における環境教育・学習の推進

将来を担う子どもたちが関心を持ち、考え、行動へとつなげるきっかけづくりになる環境教育・学習事業を ICT 事業等により推進します。

【施策】

施策名	施策の内容	施策 No.
民間ネットワークを活用した環境教育活動の推進	➢環境の状況や環境施策の取り組み状況等を取りまとめた環境基本計画年次報告書の作成・公表	5-1-1②
	➢市立図書館等における環境関連図書・資料等の充実	5-1-1③
	➢経験者等の知識を活かした適材適所（講演会・ワークショップ等）での活用促進	5-1-1⑤
	➢インターネットや SNS を活用した環境教育の推進	5-1-1⑥
	➢NPO 等と連携した環境保全の取組	5-2-1①
	➢広報誌や市 HP 等を通じた市内における優れた環境保全の取組や市民団体の活動の紹介	5-2-1②

【環境指標】

No.	環境指標	単位	R2実績値	最終目標値 (R13)	担当課
1	緑の少年団県登録数	団体	7	8	農政課
2	こどもエコクラブ加入団体数	校	2	10	環境課
3	環境保全に関するNPO法人数	団体	3	4	
4	環境学習イベント開催数	回	1	2	
5	エコアクション21認証事業者数	事業所	3	4	
6	茨城県エコ事業所登録事業所数	事業所	28	33	
7	エコショップ登録店舗数	店舗	5	10	

【環境配慮指針】

市民の取組

- ◇ 市内の環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- ◇ 市民団体は環境保全活動を開催しましょう。
- ◇ 環境に関するイベントに積極的に参加しましょう。
- ◇ 環境保全に取り組むボランティア団体やサークルに参加・協力しましょう。
- ◇ 環境問題や保全活動について地域住民と話し合いましょう。
- ◇ 美化活動に協力し、自身と周りの美化意識向上に努めましょう。

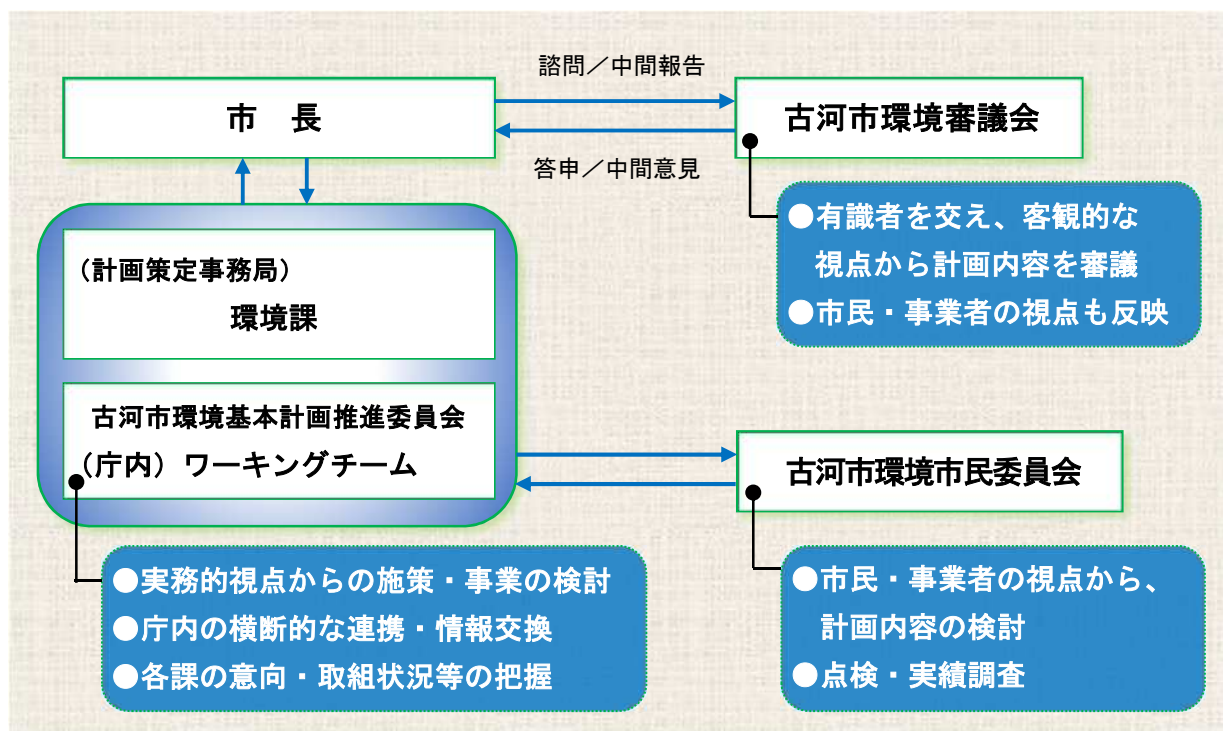
事業者の取組

- ◆ 環境保全活動に取り組む市民や民間団体に協力、支援しましょう。
- ◆ 環境保全活動の企画や実践に努め、地域住民との交流を深めましょう。
- ◆ 環境保全活動への積極的な参加、協力を行いましょう。
- ◆ 自社で取り組む環境に配慮した活動をPRし、保全活動の拡大に努めましょう。
- ◆ 環境保全に取り組むボランティア団体やサークルに参加、協力しましょう。
- ◆ 子どもたちに環境保全の大切さを伝えましょう。

3 計画の進捗管理の基本的な考え方

(1) 各主体の協働

市だけではなく、三者（市民・事業者・市）の連携、協働が図られることが、本計画の推進にとって最も重要なことです。三者が互いに協力・調整しながら、役割に応じた取組を推進します。



(2) 行政組織の構築

本計画の確実な運用を図るため、次の組織からなる推進体制で本計画を推進します。

■古河市環境審議会

➤本計画の進行状況や環境施策に関する取組の実施状況及び目標の達成状況について市から報告を受け、専門的・客観的な立場から定期的にチェックを行い、意見・提言します。

■古河市環境市民委員会

➤本計画に示した市民及び事業者による環境保全の取組を支援します。
➤市民及び事業者との市の連携による取組に協力します。

■古河市環境基本計画推進委員会

➤市の環境関連施策について、各部署の意見調整を行い、施策を展開します。
➤庁内関係各課における環境に関する施策の積極的な推進について調整します。
➤事務局から本計画の進捗状況について報告を受け、その後の方向性などについて検討します。

■計画策定事務局[環境課]

- 本計画に示した市民及び事業者が行う環境保全に関する取組を主体的に推進します。
- 市民及び事業者と市の連携による取組の推進にあたります。
- 各組織の調整を図るとともに、本計画の進捗状況についてとりまとめ、公表します。

■庁内関係各課

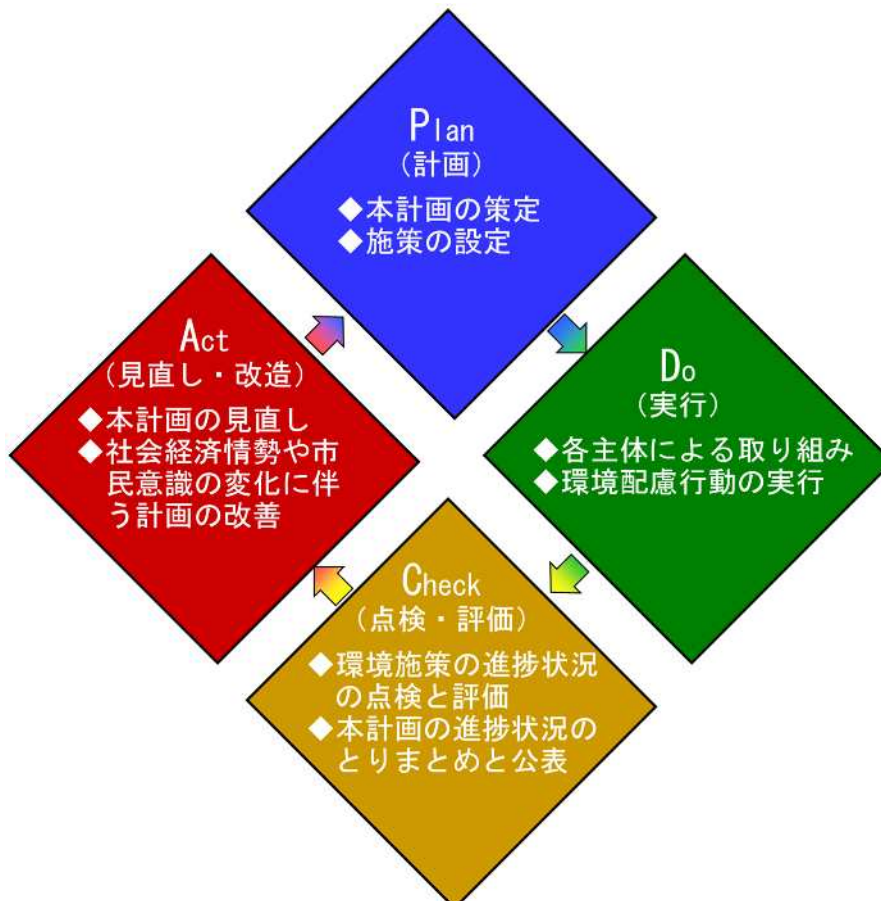
- 古河市環境基本計画推進委員会による調整のもとで環境に関する施策を積極的に推進します。
- 本計画の達成状況を整理し、結果について事務局を通じて各組織に報告します。

(3) 事業者の環境配慮指針

大気環境や水質汚濁など、広域的な取組が求められる課題や地球環境問題などへの対応について、国や県、近隣の地方自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。

4 計画の推進及び進捗管理体制

本計画の実行性を確保するため、進行管理にあたっては「Plan (計画)」、「Do (実行)」、「Check (点検・評価)」及び「Act (見直し・改善)」のPDCA サイクル*に則って実施します。また、進行状況について公表し、前掲の推進体制で各役割に応じて運用状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。



PDCA サイクルによる進行管理 (イメージ)